

平成23年 3月14日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	堀 岡 敏 喜	2 番	炭 竈 ふく代
3 番	山 口 敏 子	4 番	小坂井 実
5 番	佐 藤 高 清	6 番	佐 藤 博
7 番	武 田 正 樹	8 番	立 松 新 治
9 番	山 本 芳 照	10番	杉 浦 敏
11番	安 井 光 子	12番	三 宮 十五郎
13番	渡 邊 昶	14番	伊 藤 正 信
15番	三 浦 義 美	16番	中 山 金 一
17番	黒 宮 喜四美	18番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

6 番	佐 藤 博	7 番	武 田 正 樹
-----	-------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	伊 藤 敏 之
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	平 野 雄 二	開 発 部 長	早 川 誠
十 四 山 支 所 長	横 井 昌 明	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	村 上 勝 美
教 育 部 長	山 田 英 夫	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	佐 藤 勝 義
総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	若 山 孝 司	民 生 部 次 長 兼 環 境 課 長	久 野 一 美
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	石 川 敏 彦	開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	三 輪 眞 士
教 育 部 次 長 兼 社 会 教 育 課 長	水 野 進	監 査 委 員 長 事 務 局 長	服 部 正 治
人 事 秘 書 課 長	村 瀬 美 樹	企 画 政 策 課 長	伊 藤 邦 夫
防 災 安 全 課 長	伊 藤 久 幸	収 納 課 長	服 部 誠
市 民 課 長	加 藤 恵 美 子	保 険 年 金 課 長	越 川 博 文
健 康 推 進 課 長	渡 辺 安 彦	福 祉 課 長	前 野 幸 代
介 護 高 齢 課 長 兼 いこいの里所長	松 川 保 博	総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	伊 藤 薫

十四山総合 福祉センター所長	伊藤政洋	児童課長	鯖戸善弘
商工労政課長	服部保巳	都市計画課長	竹川彰
下水道課長	橋村正則	教育課長	服部忠昭
十四山スポーツ センター館長	佐野隆	図書館長	伊藤秀泰

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤忠	書記	横山和久
書記	岩田繁樹		

6．議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

○議長（伊藤正信君） 皆さん、おはようございます。

時間前ですけれども、本日の会議に先立ちまして確認を二、三点させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、本日の会議につきまして、西尾張シーエーティーヴィ株式会社からのテレビ放映についての許可願がありますので、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可したいと思いますので、よろしくお願いいたしますを申し上げておきたいと思います。

さらに、皆さんも御存じのように、東北地方太平洋沖地震で亡くなられた方に対して哀悼の意をささげることと同時に、弥富市としての取り組み方について、本会議が10時から始まりましたら市長から発言が求められておりますので、その旨の発言をしていただいて本日の一般質問に入っていくということを御確認しておきたいと思いますし、その状況の中で本日の会議を行うということを確認させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、10時からの本会議ということで、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、皆さん御起立願って、東北地方太平洋沖地震で亡くなられた方に哀悼の意をあらわし、黙祷をささげたいと思いますので、黙祷始め。

〔黙 祷〕

○議長（伊藤正信君） 黙祷終わります。ありがとうございました。御着席ください。

まだ会議前ですけど、それで議員の方からいろいろ今回の災害に対しまして、お悔やみ、お見舞いのお言葉が議員としてあろうと思いますけれども、議会としては、最初の議員の方に発言をしていただいて、あとは議員全員の意のあらわしということで進めていきたいと思いますので、その点についてもよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、市長が発言を求めていますので発言を許します。

市長、よろしくお願いいたします。

○市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、今回発生いたしました地震の件につきまして、一言ごあいさつを申し上げます。

3月11日午後に発生した東日本の巨大地震でございますけれども、甚大な被害がもたらされておるわけでございます。現在、自衛隊や消防隊員の方などによる必死の救助活動が進められていますけれども、津波のつめ跡により難航をされております。一人でも多くの方が救出されることを願ってやみません。被災地の皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方の御冥福をお祈りしたいと思います。そして、被災地の一日も早い復興を願ってやみません。本市といたしましてもできる限りの支援をさせていただきたい、そんな考えでおるところでございます。

なお、近々の弥富市のさまざまな行事に関しましては、それぞれの実行委員会、協議会を早急に開催し、決定していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（伊藤正信君） では、ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、佐藤博議員と武田正樹議員を指名いたします。

なお、質問・答弁をされる皆さんには、努めて簡潔明瞭にされるようお願いを申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（伊藤正信君） では、日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず炭竈ふく代議員、お願いします。

○2番（炭竈ふく代君） 皆様、おはようございます。2番 炭竈ふく代でございます。

一般質問をさせていただく前に、このたび東日本大震災で被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1点目に、期日前投票における受け付け手続の簡素化についてお尋ねをいたします。

平成21年8月の衆議院選、また平成22年7月には参議院選、ことは2月に県知事選が行われました。そして、4月には県議選と続きますが、当日さまざまな理由で投票に行けない方々の期日前投票の利用者がふえていると聞き及んでおります。一方で、期日前投票を行うには、受付窓口の職員の前で投票人が住所、氏名、また投票日に行けない理由を宣誓書に記入しなければならないため、投票所の雰囲気等に緊張して書き込みに時間がかかったり、説明を受けなければならない場合もあり、後続の人が待っていると思うと余計に焦ったりするなど、経験をお持ちの方もいらっしゃるのではないのでしょうか。また、高齢者や障害を持つ方々にとっては、さらなる御負担を強いることになると思います。こうした事態への解消を図るため、何点かお尋ねをいたします。

初めに、期日前投票を利用する方が増加の傾向にあるように思いますが、弥富市におきましての平成21年8月の衆議院選挙と平成22年7月の参議院選挙、そしてことし2月に行われ

ました県知事選と、それぞれの投票率についてお示しをいただきたく、またそれぞれの期日前投票者数とその利用率についてもお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

- 議長（伊藤正信君） 佐藤総務課長。
- 総務部次長兼総務課長（佐藤勝義君） お答えさせていただきます。

まず、平成21年執行の衆議院議員総選挙でございますが、投票率は71.44%、期日前の投票者数は4,272人、利用率につきましては17.31%でございます。

次に、平成22年執行の参議院議員通常選挙でございますが、投票率は59.63%、期日前投票者数につきましては3,623人、利用率につきましては17.54%でございます。

次に、平成23年、本年執行の愛知県知事選挙、投票率は51.67%、期日前投票者数は2,656人、利用率は14.89%でございます。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君） 炭竈議員。
- 2番（炭竈ふく代君） ちなみに、投票率が高いと思われます衆議院選挙についてお尋ねをいたしますが、ただいま御答弁をいただきました平成21年の衆議院選挙と、その4年前の平成17年の衆議院選挙とを比べまして期日前投票にどれくらいの違いがあるのか、その変化についてお伺いをいたします。
- 議長（伊藤正信君） 佐藤総務課長。
- 総務部次長兼総務課長（佐藤勝義君） 平成21年度の衆議院議員選挙につきましては、先ほど申し上げましたように利用率は17.31%で、その4年前の17年執行の衆議院議員選挙につきましては、利用率は10.75%でございました。以上でございます。
- 議長（伊藤正信君） 炭竈議員。
- 2番（炭竈ふく代君） 今御答弁いただきました利用率からしましても、4年前の10.75%から21年では17.31%ということでございます。期日前投票の利用者が非常にふえていることがわかります。

それで、本市は期日前投票を円滑にできる方法として、宣誓書の様式をホームページに掲載し、ダウンロードができる仕組みを取り入れておられるところでございますが、このようにせっきくのよい取り組みに対し、ダウンロードして期日前投票ができたなんて全く知らなかったわという方たちもいらっしゃいます。こうした方法について周知はどのようにされておられるのか、お聞かせいただけますか。

- 議長（伊藤正信君） 佐藤総務課長。
- 総務部次長兼総務課長（佐藤勝義君） 選挙の時期に、従来から選挙だよりという選挙に関する広報のチラシを各戸に配布しております。本年2月執行の愛知県知事選挙から、その選挙だよりの中で、宣誓書は市のホームページからダウンロードできるようになっていること

を掲載させていただきました。今後につきましても、同様な方法で周知していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） 私もパソコンで操作をしましたけれども、非常にわかりづらいというのが実感でございます。また、周知につきまして、本年2月の県知事選から宣誓書がダウンロードできる旨を選挙だよりに載せていただいたということでございますけれども、今後はもっと皆さんにわかりやすいものにしていただきたいと思いますと考えております。有権者の一票を無駄にすることなく、またさらなる投票率のアップのためにも、わかりやすい周知をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、有権者に届く投票入場券の裏側に宣誓書の様式を印刷する方法を導入している自治体もあるようでございます。有権者に届く投票入場券の裏の宣誓書におのおの自宅で記入をし、受付に持ってくるだけで期日前投票ができれば、その場での記入への戸惑いや不安を解消し、また手続も早く済むことで時間も短縮でき、混雑の回避にもつながると思います。近隣市町におきまして既に津島市や蟹江町、また長久手町、そして尾張旭市などがこの方法を取り入れており、有権者の皆様に大変喜ばれているとお聞きをいたしております。そこで、本市におかれましても、投票入場券の裏側に宣誓書の様式を印刷する方法を導入してはどうかと考えますが、担当部局のお考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤正信君） 佐藤総務課長。

○総務部次長兼総務課長（佐藤勝義君） まず、期日前投票の事務のスピード化につきましては、平成21年執行の衆議院議員総選挙から、期日前投票におきましてパソコンで行うシステムを導入して選挙人名簿の対照のスピード化を図り、選挙人の方が期日前投票に要す時間はかなり短縮させることができました。御質問の期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書の様式につきましては、公職選挙法の施行規則で定められております。投票入場券の裏側に宣誓書の様式を印刷することにつきましては、投票所入場券は弥富市ははがきを使用しております。そのサイズにつきましては、縦が10.2センチ、横が14.5センチメートルということから、記載のスペースには限界がありまして、投票所入場券の裏側に規則の様式の項目を完全に網羅することは非常に難しいと考えております。したがって、当面は現行どおり、期日前投票所の受付で宣誓書を記載していただく方法を続けていきまして、今後、県内他市の状況を調査し、検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） もう既に実施をしている自治体もあるわけでございますので、そうしたところの状況をしっかり調査していただいて、どうか本市といたしましても有権者の気持ち、また利便性からもぜひ実施すべきであり、導入は可能であると思いますが、市長、ど

のようにお考えでしょうか、お聞かせください。

- 議長（伊藤正信君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 炭竈議員にお答え申し上げます。

期日前投票をされる方が非常に多くなっているということは、先ほど所管の方から述べたとおりでございます。今そうした中で、先ほども話がありましたように、パソコンを導入いたしましてシステム化しております。すぐ個人の住所であるとか、あるいは有権者云々という確認をすることができます。そうした形において、期日前投票をする場所において、そんなにお待たせをすることはないというふうに思っております。

投票所入場券の裏につきましては、さまざまな注意事項が書いてございまして、それは大変大事なことであらうと思っておるわけでございます。そういうことも踏まえて、今後の検討課題にしていかなきゃいかんわけでございますけれども、現在の期日前投票において大きな迷惑をおかけしていないという現状はあると思いますので、そのような方向で継続していきたいと思っております。なお、ほかの市町の導入ということでございますけれども、まだまだ数としては大変少のうございます。それよりも、投票所入場券における注意事項をしっかりと記述していくことも正しいことではないかと思っております。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君） 炭竈議員。
- 2番（炭竈ふく代君） 宣誓書が印刷された投票入場券で自宅で記入をし、受付に提出すれば投票ができるこの方法は、投票もスムーズに行うことができると思いますし、また投票率を上げる上でも大変有効な手段であり、方法であると思います。どうか今後調査の上、できる限り早期に実施をしていただければなと思いますので、強く要望いたしまして次の質問に移ります。

2点目に、ハート・プラスマーク（身体内部障害者マーク）の啓発・推進についてお尋ねをいたします。

障害者基本法第2条において、障害者とは、身体障害、知的障害、また精神障害があるため、長期にわたり日常生活、また社会生活に相当な制限を受ける者を言うとなっております。内部障害者は身体障害者に含まれます。内部障害とは、心臓機能、肝臓機能、膀胱・直腸機能、呼吸器機能、小腸機能、H I Vによる免疫機能等の障害を指します。内部障害の方は抱える問題が視覚的に伝わりにくい状態にあります。また、その言葉すら知られていないのが現状であり、外見からではわかりにくいため、さまざまな誤解を受けられているとお聞きをいたしております。例えば、スーパーなどで障害者用の駐車スペースに自動車をとめようとしたところ警備員に注意されたという方や、疲れたので電車やバスなどの優先席に座ると、周囲から冷たい目で見られてしまうといった誤解を受け、悩んでおられる方の声も聞いております。さらに、社会的認知が低いいため、職場で内部障害者であることが理解されず、健常者と

同じ働きを求められ、体調を崩したり、退職に至るケースもあると聞きました。こうした状況を打開しようと、ハート・プラスの会が結成をされました。そして、啓発マークであるハート・プラスを作成し、公共施設や交通機関などに普及させる活動が各地でスタートをされました。

最近、公共施設の駐車場に、車いすマークとともに高齢者や妊産婦、あるいはハートにプラスといったマークが表示をしてある看板を見受けることがあります。こちらがハート・プラスのマークでございます。別の呼び名で「思いやり駐車場」とも言われるようであります。この「ハート・プラスマーク」という言葉は、身体内部を意味するハートのマークに思いやりの心をプラスするといった意味であると同っております。身体に病を持つ人は、人を思いやる大切さを持っています。周りの人も心に思いやりのプラス・アルファを持ってくれる、そういった人々の心をふやすためのマークであつたらいいなあと、そんな素朴な思いから生まれたのがこのハート・プラスマークです。国際シンボルマークであります車いすマークの使用対象者は車いす使用者だけに限られるものではなく、すべての障害者が対象であり、車いす使用者だけとか、特定の人だけを対象としているという認識を持っている方がいまだ多いのではないのでしょうか。ただ、視覚障害者や聴覚障害をお持ちの方々の間では、このマークは自分たちにはそぐわないということで、別のマークを使っている場合もあるようでございます。しかし、こうした点について国際リハビリテーション協会は、別のマークを使用する際には国際シンボルマークと併用するようにとの見解を出しております。また、身体障害者のうち4人に1人が内部障害者であるとの割合が示されております。そこで、本市といたしましてもぜひ早急な取り組みをしていただきたいと思います。初めに、当局といたしまして、このハート・プラスマーク（身体内部障害）についてどのような認識を持っておられるのか、お示しいただきたいと思ひます。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 障害が見えないからこそマークが必要という声の高まりから、内部障害者や内部疾患を持つ人たちで、議員もおっしゃられましたように、2004年にハート・プラスの会がつくられたという確認をしております。先ほど議員の示されておりますマークによりまして、車いすマークのように周囲の人の配慮を促す試みとして今の社会に定着しつつあるものだという認識でございます。

○議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） 国際シンボルマークであります車いすマークについては、社会的に多く知られているかとは思ひますが、身体内部障害ははた目には健康そうに見えるので、日常生活の中で周囲の理解を必要としている人たちがおられることをもっと広く知っていただくための啓発活動をしていくべきだと思いますが、本市といたしまして対策等についてどう

お考えになりますか、お伺いをいたします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 見た目が健常者と変わらないために周囲の理解が得られず、苦い思いをされる方が多いとお聞きをしております。社会の多くの方々によりまして、このような見えない障害について知る機会がない、また知らないということが、障害への理解が進まない原因の一つであるというように思います。内部障害者の方から知らせるという意味合いのマークでございますが、障害理解の第一歩としまして社会の多くの方々に知ってもらう手段ということで、今後広報などでの媒体を通じまして啓発を検討させていただきます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） 御答弁いただきました。健康そうに見えても実は心臓疾患等を抱えていたり、妊娠初期の女性の場合もそうでございますが、外見上からは全く目立たないということもありまして、車いすマークの駐車場にはなかなかとめづらいという声でございます。そして、離れた駐車場まで移動しなければならないといった大変に不自由な思いをしておられることもお聞きをいたしております。ただいま市側より、広報等でお知らせをしていただけるとの御答弁でございました。一人でも多くの方に知っていただくことで、互いに思いやる気持ちが生まれるものと思います。啓発に関してはぜひともよろしくお願い申し上げます。

次に、本市におかれましても、庁舎を初め各公共施設の駐車場に表示されております代表的な車いすマークに加え、このハート・プラスマーク、またマタニティマークや高齢者マーク等のさまざまなマークも含め駐車場に表示をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか、当市の御見解をお伺いいたします。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員からハート・プラスマークについての御質問でございます。

今週、3月17日に弥生保育所の竣工式が行われるわけでございますけれども、私どもとしては、第1号としてそちらの方に導入をいたしました。ぜひまたごらんいただきたいと思いますところでございます。

ただ、ハート・プラスマークそのものは、先ほど議員がお示したように人体の形でのマークになっておりますので、直接それを地面にかくのはいかがかというふうなことも思っておるわけでございます。そうした中で、いわゆる車いす、ハート・プラスマーク、そして妊産婦を1枚のボードにして示させていただいております。今後は福祉センターであるとか、あるいは社教センター等、市役所の公の施設で、1枚のボードという形での兼用型で導入をしてまいりたいと思っております。いずれにいたしましても弥生保育所に具体的に表示しておりますので、御理解いただきたいと思います。

- 議長（伊藤正信君） 炭竈議員。
- 2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。早速、新弥生保育所の駐車場に表示をしていただいたということでございますので、大変うれしく思いますし、皆さんに喜んで利用していただけるものと思います。ボードでという御答弁もございましたけれども、既に津島市役所や大治町の役場などでは、このハート・プラスマーク、妊産婦、そして高齢者マークを身体障害者の駐車スペースに併用して表示がしてございます。利用者の皆さんから本当に感謝の声が上がっているということでございます。障害を持つ方たちが安心して円滑に利用していただけますように、表示につきましてはできるところから早期の実施を要望させていただきまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。
- 議長（伊藤正信君） 次に佐藤高清議員、お願いいたします。
- 5番（佐藤高清君） 5番 佐藤高清でございます。よろしくをお願いいたします。通告に従いまして質問をさせていただきます。

弥富市における生涯学習行政について質問をさせていただきます。今回あえて教育行政ではなく、生涯学習行政と表現をさせていただきたいと思います。

科学技術の革新と、それに伴う高度経済成長と社会構造の急激な変化、医学の進歩により人間の寿命が長くなり、学校教育や社会教育そのもののあり方が再編や改善する必要が生じ、ここに生涯学習行政の原点があります。このような教育思想が世界で初めて提唱されたのが1965年（昭和40年）だそうです。戦後の復興と高度経済成長との象徴と言われた東京オリンピックが1964年（昭和39年）の開催でした。科学技術の革新と、それに伴う社会構造の急激な変化がどのようなものであるかは、白黒テレビで観戦していたものがカラーテレビ、ハイビジョン放送、アナログからデジタル放送と変わり、今や3Dへとあっという間に進歩した技術等からしても目覚ましいものがあります。このような変化に対処するには、学校教育のみだけでなく、知識・技術を身につける場が生涯にわたって提供されるべきだと社会教育の分野から必要性が訴えられ、家庭教育・学校教育・社会教育の3者が有機的に統合されることで生涯教育が形成されました。知識や技術を身につけるだけではなく、長寿社会になり、生きがいといった個人個人の要求や必要性にも着目をし、スポーツ、文化、趣味、ボランティア活動、サークル活動といった分野にも取り組み、教育から、みずから関心を持ち、自発性と創造力を重視し、みずからデザインをし、みずから学ぶ学習の時代が到来し、「生涯学習」という言葉自体が一時の部分から定着するまでになりました。生涯学習体系の最大の利点は、学校教育・家庭教育・地域教育の3者の有機的な統合にあります。それぞれの家庭はもっと学校や地域を有効利用し、地域も家庭や学校をお互いに活用し合い、3者が有機的に統合し、効果的に機能することで初めて相乗効果が期待されます。

本市の生涯学習行政の組織体系を見てみますと、学校教育・社会教育をつかさどる大きな

柱となる部署は存在しますが、それぞれが別個に機能しているように見え、連動性は薄いようにうかがえます。改善の余地はないでしょうか。本市においては社会教育課が生涯学習を担当しております。その社会教育課が生涯学習課へとさま変わりすることに抵抗感はありませんが、概念からすれば違和感が残ります。昨今、生涯学習行政の最大の問題に、社会教育イコール生涯学習であると現場自体が混同している点が上げられています。社会教育を充実させれば生涯学習を振興したと思っている市があると強く感じております。総合行政としての側面を持ち、スポーツ、文化活動、趣味、レクリエーション、ボランティア、サークルといった幅の広い活動が対象になることから、何もかもが生涯学習であるかのように誤解しやすくなり、一般行政の線引きがうまくできていないような気がします。この問題解決に必要なことは、行政としての生涯学習の概念を整理し、明確にすることではないでしょうか。そうすることで組織体系も動きやすくなると思います。

第1次弥富市総合計画の中でも、生涯学習の振興が明確に銘打たれております。生涯学習行政において行政が果たさなければならない重要な任務は、住民のニーズにこたえ、量と質の面で最大限の学習機会を提供していくことです。量と質をともに向上させる方策として、家庭教育・学校教育・地域社会の3者が有機的に統合する手段があるはずです。このような理想的な状況をつくり出すために、組織体制の見直しは必要ではないでしょうか。

また、政策評価、行政評価サイクルの視点から生涯学習行政を当てはめてみますと、いろいろな問題もあります。生涯学習行政の分野では行政評価が積極的に行われてこなかったのが現状であります。行政効率や経費削減の視点から一方的な評価をしてしまうと、誤った評価結果を招くことになりかねません。しかし、施策の改善・充実、活動目的の再認識、社会的な承認の獲得とアピール、これらのためには行政評価は欠かすことのできないツールではないでしょうか。一般行政とは違い、生涯学習行政の特異性・難しさが認められる以上、この点も組織体制の面においても何かしらの形で影響を与えていかなければなりません。

以上の点を踏まえまして、まず本市における生涯学習行政の組織や体制について、現状や問題点、今後の展望についての答弁をお願いいたします。

- 議長（伊藤正信君） 水野社会教育課長。
- 教育部次長兼社会教育課長（水野 進君） お答えします。

最初に、社会教育と生涯学習の概念の違いを整理してみました。社会教育は、学校教育法に基づき学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び政治に対して行われる組織的な教育活動のことです。一方、生涯学習は、学校教育及び社会教育に係る学習並びに文化活動まで、生涯にわたる学習のことです。従来から社会教育課では主に社会活動を展開してまいりましたが、この4月より体制を新たにしまして、総合社会教育センターの社会教育課を生涯学習課に名称変更し、生涯学習グループ、スポーツ振興グ

ループ、文化財グループの組織体制として新たなスタートを切ります。

従来の事業としましては、年間を通じまして子供対象の教室、体験学習が23件、親子の教室は4教室、一般向け（高齢者教室も含む）は47件のスポーツ大会、各種教室、講座を設けております。毎年、教室・講座を開催しておりますけれども、人気のある教室・ない教室とありまして、参加者が定員割れのときもございます。また、今年度は市主催の教室、また講座終了後に団体を立ち上げられまして、毎週活動されている団体も数件ございます。団体数は増加の傾向となっております。そこで、今後は生涯学習という中でさまざまな事業を展開し、市民の方々が気楽に参加できるような講座や教室などの開催、またアンケートなどの実施により、多くの市民の方々に参加できるような体制づくりに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤高次議員。

○5番（佐藤高次君） いろいろな活動をなされて、それを精査してやっていくという答弁でありましたので、新年度からの期待をいたします。

昨年、十四山地区の東部小学校、また十四山中学校から我々に活動事業の案内がまいりました。これは、本市において各中学校、各小学校でそれぞれ事業を展開してみえると思います。その一部を紹介させていただきます。

十四山東部小学校であります。ふれあい交通安全教室。「おじいさん、知っていましたか。今、高齢者の事故が一番ふえています。なるべくドライバーによく目立つように、渡るときは手を挙げてね」と、これは私の孫から手紙をいただいて、去年の11月29日、それぞれ地元の高齢者に——私も高齢者に入ったわけでありましてけれども、孫から見ると高齢者という感じであるそうです——そういう事業を展開されました。学校に地域の方がこういう事業に参加するという非常にいい機会をいただきまして、50名でしたか、出席をされておりました。こういった事業も、東部小学校では児童と一緒に啓発をしてまいりました。

また、十四山中学校におきましては、祖父母と一緒にあって給食会を開いて、給食をともにする活動。また、今回の震災に対しての予備の知識でありました、去年、22年7月7日、十四山中学校で、はぐくみ地域コミュニティ支援事業として十四山中学校が地域の方々に呼びかけをされました。我々15人はこれに参加しました。その内容については、愛知県教育委員会委託事業である「ハートフルネット十四山」というタイトルで、震災時の避難所生活について考える。まさに今、日本が大変な時期になっていることを想像して行われた事業であります。震災時の避難所生活について考える。阪神・淡路大震災の住民が撮影したビデオを鑑賞し、震災体験者の作文から防災意識を高め、自分たちに何ができるかを考える体験でありました。こういった事業を我々高齢者を対象に、十四山中学校の方も事業を起こしていただきました。

こういった意味において、生涯学習という幅の広い活動、また勉強する、まさにみずからが学ぶということでもありますので、今課長の方から答弁いただきましたように、学校・家庭・地域がまさに一体となるような組織をつくっていただきたいと思います。

続きまして、2問目の質問に入ります。生涯学習の問題でありますので、先ほど言いました第1次総合計画の中での文言も入っておりますので、2問、3問と質問した後に市長の方から答弁をいただきますので、よろしくお願いいたします。

2問目であります。生涯学習行政に与えられた大きな使命の中で、歴史、文化財の保護・保全が最重要項目として上げられています。生涯学習行政と文化・歴史との関係について質問をさせていただきます。

生涯学習の参加者の主体が地域住民であり、地域住民の身近な課題が学習課題となって、その身近な取り組みの積み重ねで地域は変わっていきます。地域住民の生活に身近なものが生涯学習の対象となります。現在の住環境は、何十年、何百年といった昔から、先代からの積み重ねの上に成り立っております。そこには、この地域の地形、気象といった自然環境から宗教などの分野まで、ありとあらゆるものが影響を与えています。これらを調査・記録し、文化財として後世に残し、次世代の人々に引き渡すために保護・保全することは重要であると思っております。しかし、今を生きる私たちが活用してこそ、文化財としての本来の役割を果たすと言えるのではないのでしょうか。そのために必要なことは、文化財を地域の人々に広く知ってもらうことになってきます。金魚や文鳥にも歴史や文化が存在し、いつ弥富で広まったのか、なぜ弥富で広まったのか、どうして金魚や文鳥なのか、興味深い点は多々あります。歴史や文化を知することは地域を知ることであり、自分の生活する地域を知れば興味がわき、興味を持ってもらわなければ郷土愛すら生まれません。学校教育の教材としての価値だけではなく、歴史・文化を学ぶことの大切さと重要性、このことへの積極性を期待するものであります。本市における生涯学習行政において、文化財等の有効活用についてそのお考えを答弁願います。

○議長（伊藤正信君） 水野社会教育課長。

○教育部次長兼社会教育課長（水野 進君） お答えします。

市内に数多く点在する文化財や史跡の調査・研究と保護・保存を進めるとともに、伝統芸能など保護・伝承を積極的に支援し、市民生活の中に生かしていくことが大切であると思っております。そこで、文化財等の有効活用につきましては、歴史民俗資料館におきまして資料等の収集・展示を行いまして、また企画展を開催し、本市の歴史等をより知っていただく機会を設けるよう努めております。また、市役所や社会教育センターには弥富市の文化財マップのパネルを掲示しまして、市民にわかりやすくPRしております。今年度においては、小学生の社会見学で資料館を訪問される学校が多くなっており、さらなるPRに努めてまいります。

さらには、弥富ふるさとガイドボランティアの方々の御協力によりまして、市内の史跡名勝、文化財などの案内を市民の方々に紹介していただき、生涯学習の一環として活躍をしていただいております。今後も文化財の保護・保存に努めるとともに、文化財の有効活用の推進や学校教育との連携、学習ボランティア活動のより一層の推進に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤高清議員。

○5番（佐藤高清君） 本市における文化財のPRに努めるという答弁でありました。私も、市の文化協会に籍を置いております。いろいろほかの行政へ出向いて発表会等をさせていただいておりますけれども、本市に来ていただくという場面が少ないわけであります。そういった中で本市の歴史について少しお尋ねします。

まず、弥富市におきましては東名阪自動車道、それから南の方で伊勢湾岸自動車道と、2本の高速道路を持っております。関係される土木でしたか、そちらの方に、東から来て蟹江インターで使われる1日の車の量、また弥富で1日にどれだけの車の量が乗りおりされるか、また西の方の長島インターでどれほどの車の量が1日に乗りおりされるか、データを調べていただいておりますはずですが、伊勢湾岸自動車道、また東名阪自動車道について、弥富インターの利用率について少しお伺いをしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 山田教育部長。

○教育部長（山田英夫君） 私の方からお答えさせていただきたいと思います。これは、開発部の方から調査いただいたものを私の方が手元にもらいましたので、報告をさせていただきたいと思います。

それぞれインターチェンジの出入りの交通量のデータでございますが、平成21年度でございます。東名阪自動車道蟹江インターチェンジが1日1万2,300台、弥富インターチェンジが1万800台、長島インターチェンジが5,700台でございました。それから伊勢湾岸自動車道でございますが、飛島が1万3,200台、1日です。湾岸弥富インターチェンジが3,800台、弥富木曽岬インターチェンジが3,700台、湾岸長島が8,000台という状況でございました。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤高清議員。

○5番（佐藤高清君） これを調査していただきました理由につきましては、いかに弥富に皆さんが足を運んでいただくかと。弥富の文化について興味を持っていただいてみえるかということであります。蟹江インターには1万2,000台、弥富は1万800台、また飛島インターについては1日1万3,200台、長島インターにつきましては8,000台と、やっぱり弥富インターの利用率が低いということになっております。これをさかのぼりますと、以前私も聞いたことがあります。東海道において桑名の渡しから熱田の渡しまで舟で渡って、この弥富を通ら

ないと。その理由は何であるかということをお聞きしました。弥富に余りにも文化・伝統がないということと、また立ち寄っても意味がないという話を聞いた覚えがあります。熱田から桑名、桑名から熱田、まさに弥富は素通りでありました。しかし、明治に入りまして東海道が整備され、弥富にも渡船場がありました。その渡船場は、昭和の初めに尾張大橋ができたことによって廃船されました。しかし、今、上の方に行きますと、まだ渡船場が今年度まで残っております。弥富の文化と弥富から北の方に行った文化の深さが確実に違っており、そのような気がしましたので、何とか弥富のインターを使って来ていただいて、弥富の文化といったものを知っていただきたいと思って質問をさせていただきました。また、これも最後に市長の方から答弁をいただきますけれども、いかに弥富インターを使って弥富に出向いてもらうか。我々文化協会は、弥富に来てもらうことはありませんけれども、弥富から外へ出向いて発表する機会は多々あります。ぜひ弥富に来ていただきたいという自信を持った文化をつくっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして3問目であります。生涯学習行政を行っていくことで、その波及効果として期待される地域づくり、地域振興がよく言われています。そこで、生涯学習行政と地域振興との関係について質問をさせていただきます。

生涯学習の最大の利点は、何度も言いますが、家庭教育・学校教育・社会教育の3者の統合のほかに、各企業が社員に行う企業内教育も含まれてくるのではないのでしょうか。家庭・学校・地域に加え企業ともバランスよく連携をし、それぞれのすぐれている、得意とすることは惜しみなく協力をし、不得意とするところは得意なところに協力を求める、この関係が最善で理想的な状態であると考えます。地域全体を巻き込んだ事業こそ生涯学習社会なのです。教育が行われる数ある現場の中で、地域が一番影響を受けると 생각합니다。生涯学習を振興していくことで地域は変わります。

地域づくりを進めていく過程においては、何点かの共通点が存在し、その代表的なものの一つが住民主体であることです。生涯学習の参加者の中心は地域の住民であります。その主役はやはり地域住民であります。一方、地域づくり、まちづくりの主体となるべきものは何でしょうか。その答えは、やはり地域の住民ではないのでしょうか。身近な問題意識をそれぞれ集積され、それをみんなで分有できるように話し合いをし、料理、健康、スポーツ、絵画、音楽などの趣味的・教養的な要素から、自分自身の知識、技術、経験を高めることで各個人の生活の充実を図る生涯学習もあれば、子育て、福祉、防犯などの活動において、自分の培った知識や技術、経験を役立てることで社会的生活の拡充を図ることもそうだと思います。まちづくりには子育て、福祉、防犯といった分野の充実が必要不可欠であります。生涯学習とまちづくり、地域振興の形成過程において一番の根本をなす部分には共通する要素が含まれているからこそ、今日のように生涯学習が認知されていることになっていると思います。

以上のことを述べたように、新たな局面といっても言い過ぎではないと考えます。3月議会の当初に市長の方から議会の市政運営方針の中で、新年度より市を代表する金魚と文鳥を前面に押し出して、内外へアピールする事業を展開しようとしています。景気の低迷が続く中、なかなか明るい未来が見出せない市内の地場産業を活性化させるためにどうすべきか、この事業に期待すべき面も多く、この事業の成果が本市の未来に与える影響も強いものであります。この事業自体の果たすべき役割は地域振興であり、地域おこしであると思います。生涯学習活動の一環として、家庭・学校・地域・企業・市全体でもっといろいろなものを巻き込むことで、より大きな相乗効果を生み出すことができるのではないのでしょうか。生涯学習行政における地域振興の指針について、お話をお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 水野社会教育課長。

○教育部次長兼社会教育課長（水野 進君） お答えします。

生涯学習行政における地域振興の指針ということですが、弥富市総合計画の中に生涯学習推進社会の形成という項目で記載がされておりますが、生涯学習推進計画が未策定のこともあり、今後、策定に努めてまいりたいと考えています。各地域は、それぞれ伝統と文化が息づく個性的な空間でもあると思います。しかし、個人中心の意識の高まりや核家族化の進行に伴って住民相互の連帯感が薄れ、地域社会への関心も低くなりがちです。そこで、地域の自然環境の保護と学習を通して地域の再発見に努めることにより、より一層地域振興にもつながっていくのではないかと考えております。また、住民・社会教育機関・学校・企業等の連携により、それぞれの地域の特性を生かしながら、地域にかかわる課題の解決や創造的な環境づくりを図るため、地域全体で生涯学習を推進する生涯学習のまちづくりを進めることが大切でありますので、生涯学習のまちづくりの推進に当たりましては、地域の史跡、伝統芸能等を学習資源としまして積極的に活用していきけるような環境づくりに努めたいと思っております。さらには、現在地域による文化・芸術、スポーツ振興、生涯学習関係の事業を実施される団体に対しまして、地域づくり補助金を交付しております。22年度におきましては20件の交付団体がありました。また、まちづくり出前講座、これは平成21年・22年ですが、計4回実施しております。学校、地域へ出向き、生涯学習の推進に努めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤高清議員。

○5番（佐藤高清君） 通告がしてあることもありまして、答弁がすらすらすらすと、簡潔に答えていただきましてありがとうございます。

子育て支援というのも生涯学習の一環であります。昨年1年間ファミリー・サポート・センターを立ち上げていただきまして、これは通告してありませんけれども、どのようにファミリー・サポート・センターが活用されたか報告していただければ、通告外ですが、関連質

問でありますのでお願いしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） 今の質問に対して答弁させていただきます。

議員の方からお話しいただきましたように、平成22年4月から弥富市としてファミリー・サポート・センターを立ち上げさせていただきました。その運営につきましては、弥富市シルバー人材センターの方に委託させていただいていることは御承知のところでございます。それで、この23年の2月末時点の実績の概要を説明させていただいて、新たにまた御理解等もいただきたいと思いますっております。

まず会員につきましては、利用会員ということで、そのサポートを利用したいという主に子育て中のお母さん方、御家族が126人登録していただいております。協力会員ということで、そのことに対して協力できるということで登録していただいている方が43名、それから両方会員ということで、利用もしたいけど、私も手があいているときがあればお助けができるという方が4名というような現状でございます。

それから、事業を始めてからの利用状況なんですけど、2月末時点で延べ69回の利用がございまして。その主な内容としましては、子供の習い事の援助というんですか、児童クラブの方に子供がいて、そのときまだお母さんが迎えに来ることが時間的にできないもので、そのまま引き続き塾の方に送って行ってほしいとか、そういうような部分。あるいは、保育所に子供を自分が送っていくところなんですけど、仕事がある関係で、私にかわって送って行ってください、あるいは迎えにいらしてくださいというような内容。あるいは、保護者自身が冠婚葬祭とか自分の買い物等でどうしても子供をいつか預かってほしい、あるいは小学校の活動に行くために子供を預かってほしいというような関係で14件ほどございます。

あと利用時間につきましては、大方1時間以内の利用でございます。結局、送り迎えということだと1時間以内で終わっているというような状態。あとは1時間とか2時間とか、その程度のところがございまして。そういう形で利用をしていただきながら進んでいるところでございまして、子を持つお母さんの仕事と生活とのバランスの支援のところをサポートさせていただいているという状況でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤高清議員。

○5番（佐藤高清君） ありがとうございます。関連質問ということで答弁をいただきました。

この1年間、ファミリー・サポート・センターでの利用度数を見ますと、子供の習い事等の場合の援助の回数が突出して多いということになっております。ぜひ23年度も、これにまさる活動をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、第1問目の弥富市における生涯学習行政のあり方について、3問質問をさせていただきました。ここで市長に総括して答弁をいただきますので、よろしくお願いします。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤高清議員から生涯学習についての御質問でございます。

生涯学習の必要性ということにつきましては、議員のおっしゃるとおりでございます、昨今の社会的な情勢の変化、あるいは高齢化社会ということ踏まえながら、人々の生活様式の中に自己の実現であるとか、生活の向上を図っていききたい、仲間づくりをもっと積極的にやっていききたい、あるいは健康ということについてしっかりと考えていききたいという、さまざまな生涯を通じた学習機会というのがあるわけでございますが、問題は、行政がそれにこたえられているかどうかということだと思います。今、私どもの拠点といたしましては、総合社会教育センターという拠点があるわけでございますけれども、これはハード、あるいはソフト面からしっかりと考えていかなきゃならないというふうに思っているところでございます。過日も私ども文化協会の賀島協会長ともお話をさせていただきながら、弥富市の文化のあり方、あるいは歴史等のあり方について、いろいろと御協議をさせていただきたいきさつもあるわけでございます。もう少しハード面では関連施設の整備充実を図っていただきたい、あるいは新たな拠点の施設、制度を検討していただきたいということがハード面には求められておるわけでございます。そしてまたソフト面におきましても、特色のある教室であるとか講座の企画、あるいはそういった開催をどのようにしていくかというようなこと、またそういったことに対する指導者の育成というようなことがあるわけでございます。

今回も私の方に大変うれしいニュースもいただきました。これは個人的にお名前を申し上げますけれども、平島で御活躍の安井さんという書道家がお見えになります。この方が、高齢化社会において介護予防で物を書くということは大変重要なことだろうというふうにおっしゃいまして、ぜひ私もそういった中で仕事をさせていただきたいという旨のお話をいただきました。ぜひそういったことに対しても新たな企画として、私どもとしては生涯学習の一環として取り入れていきたいなあとというふうに思っているところでございます。いずれにいたしましても、私たちとしてはハード面をいかに充実させていくか、そしてソフトに関しては、市民の皆様にご協力いただきながらその内容を充実していくかということが、弥富市の生涯学習教育、いわゆる第1次弥富市総合計画に位置づけしていることを具体的に進めることであろうと思っているところでございます。

また、議員御質問の地域振興との関係につきましては、私ども新しい組織の対応の中で、この4月から商工観光課ということを考えております。そうした状況の中で、もう一度地場産業であるとか、あるいは地域振興という形でさまざまな歴史的なもの、あるいは弥富市にとって大変重要なものをPRし、発信をしていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤高清議員。

- 5 番（佐藤高清君） ありがとうございます。質問は以上であります。とにかく弥富市における生涯学習を通じてこの弥富市が発展することを切に望みます。

続きまして、2 問目の質問であります。弥富市の農業政策についてであります。

この質問につきましては、利益の追求という意味で通告がしてあります。震災の被害状況がまだわからない中で、本市の農業に対する利益の追求をここで求めるということはいかなものかと思って、この一般質問を議長のお許しがいただければ取り下げたいと思います。議長のお許しをどうぞよろしくお願いいたします。

- 議長（伊藤正信君） はい、結構です。

佐藤議員。

- 5 番（佐藤高清君） ありがとうございます。では、農業の問題については取り下げをさせていただきます。

最後に、本年 3 月をもちまして退職をされます職員の皆さんは大変御苦労さまでございました。今後は行政で培ったノウハウを生かし、各地域で活躍されることを心より期待いたします。大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。終わります。

- 議長（伊藤正信君） ここで暫時休憩をします。再開は11時15分からといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（伊藤正信君） では、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に三宮十五郎議員、お願いします。

- 1 2 番（三宮十五郎君） 皆さん、こんにちは。

私は、バランスのとれた総合的な下水対策について、最初にお尋ねをいたします。

伊勢湾台風以前の弥富町の中心市街地の一角を占めておりました弥生学区の現在西部下水路ともなっております鰯浦川は、子供たちが泳ぎ、土地の人々がドウビンと言っておりました、水のきれいなところにしか住めないカラスガイが住み、捕まえた魚を食べることに何のためらいもないきれいな水辺でございました。私も20代の半ばから弥富に住んでおりますが、実は中学校を卒業して1年半ほどたった後、集団就職で来て弥富町に半年ほど住んだことがあります、そのカラスガイを捕まえたことも覚えております。

それが、高度成長の時代の人口の急増などによりまして、生活排水が川の浄化能力を超えたことから、いつの間にかほとんど住宅地周辺の小川は魚の住めないヘドロの悪水路となり、悪臭と蚊の発生などに悩まされ、見た目も不潔なことから下水排水対策が強く求められるようになりました。現在、市の下水道計画が進められておりますが、全市の完成は計画どおり

に進んでも平成55年度。国の予算等もあり、今回の大震災等の影響もございまして、計画どおりに進むということはとても考えられない状態であります。下水道計画の私のところの事業化は一体いつになるのか、いつまでこんな悪臭の我慢をしなければならないのか、こんな思いを持っている人は少なくございません。それだけに、そんなに多くの費用をかけなくて、一日も早く悪臭や不快な状態を改善する方法はないかとだれもが考えていたことで、私もこのまちの議員の一人として、各地のさまざまな生活排水対策を見学して歩いてまいりましたが、これというものになかなか行き会えることができず、時を重ねてまいりました。

2年ほど前から市民の方と市の職員も見守る中で、庁舎と桜小学校の間の排水路と、鯛浦川に流れ込んでおります東気開の住宅地の悪水路の変化には大変驚かされました。庁舎のそばの排水路は、汚水対策として時々農業用水を流し込んだり、プールのオーバーフローした水が流れ込むこともありますが、それでも水の少ないときには悪臭が漂い、川底はヘドロがふえ続けてきたものでしたが、市民の方々の取り組みが始められてまずにおいがなくなり、今では川底に張りついていたヘドロがなくなって、土や砂が見えるようになっております。

さらに驚いたことは、東気開の住宅地の排水路です。農業用水を流し込むことができないところで、生活排水と雨水しか流れない。合併浄化槽も少なく、生活排水が処理されないまま流されているところでございます。そのために、夏になりますとくみ取りのトイレに入っているような異臭が漂い、何とかならんかと私も相談を受けていたところでございます。それが、昨年7月に鯛浦川の悪臭とヘドロ対策の実験を始めますから見に来てくださいと案内をいただきまして、市民の皆さん、それから市の職員の複数の方や何名かの議員の皆さんと一緒に、恐らく二十数名だったと思いますが見せていただきましたが、そのときにちょうどその排水路がそばにありますので見せていただいたら、ヘドロも悪臭もなく、底張りのコンクリートが見えております。去年の夏は雨が少なく、生活排水しか流れていない悪水路がさま変わりをしておりました。

早速、この間の取り組みを進めてきました方々と材料を供給している業者から、どうしてこんな変化が起こっているかという説明を受けました。説明によりますと、使っているのはアルコール発酵菌、乳酸菌と酵母で、糖類とでん粉を分解し、メタンの発生を抑える役割を果たしている。もう一つはセルロース分解菌、繊維質ですね。なかなか分解できないものですが、納豆菌やこうじ菌、放線菌などでセルロース分をアルコール発酵菌が分解できるでん粉や糖に分解する役割を果たしてもらう。さらに光合成細菌、ヘドロの中でたんぱく質が腐って出す悪臭の原因でありますアンモニアや硫化水素を体内に取り込み、悪臭のもとをなくし、こうした働きをする微生物や菌類が働きやすい環境を整える役割を果たしているというものでございました。その働きを持った微生物と菌類をヘドロや汚水の中で効果的に働ける割合にし、増量剤に吸着させて乾燥させ、休眠状態にして使いやすい顆粒状にしたものを散

布するだけでいい。このようなものでございますが、悪水路だと6平方メートルに大体100グラムぐらい使えばいい。150グラムぐらいですね、これで。一般家庭の浄化槽やお勝手の流し口からそれぞれ100グラムほど投入すれば悪臭がなくなり、みんなでやれば近くの排水路も自然にきれいになっていく。東気開の排水路はそのせいではないかという説明でございました。

驚きながら費用について尋ねますと、自分たちで分けして散布するなら15キログラム1万5,000円、各家庭に配布で使う球状状態で100グラムの小袋詰めをしてもらうなら200円ほどで用意できるというものでしたが、大変費用対効果の高いものであり、硫化水素や悪臭を出して市民生活を損なうだけでなく、地球温暖化の原因の一つともなっておりますメタンの発生を抑え、本来河川が果たしてきた自然浄化ができる川に戻していく手助けができるのではないかと思います、大変心が弾む思いをいたしました。

鰯浦川の散布地域の変化と、自分の家でも確かめてから行政としての取り組みや、他の人に勧めるためにはやってみるべきだと思ひまして、試供品をいただいて、自分のうちの台所の悪水で試してみました。私の家は古くて合併浄化槽もございませんし、台所の排水は、油と固形物が外に流れ出さないように工夫をいたしました大き目のます二つをつけております。数ヵ月も掃除をしないと油がゼリー状で固まったり、固形物がますにたまって排水口が詰まってしまいます。試供品の威力を試すために、ほぼ限界に近づいていた油分や固形物をそのままにして100グラムを台所の流し口から入れましたが、去年の7月21日からほぼ8ヵ月になりますが、当時ゼリー状だった油分も固形物も、ほぼすべて排水ますとして使うには支障がなくなり、においもなく、微生物分がしっかりと働いているようです。私の家で使った感じでは、年2回の投入が望ましいという業者の方の説明よりもはるかに威力があり、4ヵ月以上ため込んでおりました油分や固形分と合わせて、1回の投入で1年分の仕事をしてくれたようだと感じました。

鰯浦区の役員の皆さんを中心といたしましたこの試験的な取り組み、鰯浦川とルート1北側の排水路への昨年7月からのこの材料を投入したところの変化、いずれも大変熱心で、このまちをよくしたいという熱い思いに支えられた頭の下がる取り組みであり、こうした皆さんの御苦労にこたえるためにも、市の事業の一環として発展させる提案をしなければと思っておりましたやさきに、新年度の鰯浦区の事業として、海老江、上之割、中之割、下之割、東弥生台、前新田、車新田の7町内4区で構成されております鰯浦区の事業としたい。各家庭に配布し、水洗トイレや台所から投入することで排水管路もきれいにし、悪臭や目詰まりをなくすこと、あわせてその先の悪水路の悪臭やメタン、硫化水素、ヘド口の除去等の対策を行い、排水路の浄化能力を高めて、清潔なまちと健康で暮らしやすいまちづくりへの一助としたいので協力してほしいという申し出をいただきました。

そこで、市長にお尋ねいたしますが、市長は常々市民の皆さんとの協働、市民参加のまちづくりということを掲げておられました、この間の一部は市の担当者の皆さんもごらんになっていただいておりますが、下水道事業のおくれた地域に対する補完対策として、あるいはまた弥富市の河川から失われておりました浄化能力を回復させ、環境保全に寄与する実験事業としても、市が現在行っております地域づくり補助金の対象事業にするにふさわしいものの一つだと思いますが、こうした皆さんの取り組みはそうした事業に適したものかどうかということについて御答弁をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答えを申し上げます。

私どもの市民の皆様の生活に対する、あるいは環境に対する満足度というものは非常に低いということは、私も十分承知しているところでございます。こういったことに対して、総合計画の中で逐次改修・改善をしていかなきゃいけないということが前提になるわけでございますけれども、現在、公共下水道の整備であるとか農業集落排水事業の整備をさせていただいているところでございます。その間、いろいろと各地域の住民の皆様からは、悪臭であるとか、ヘドロに対する対策を何とか講じてくれというお話は、今議員のお話のとおりでございます。私どもといたしましては、計画的にそのしゅんせつであるとか、あるいは水路の改修ということをやっているわけでございます。市民の皆様が、先ほど議員のお話にありましたように、水質の浄化剤というものを使用して、何とかこの悪臭、ヘドロということに対する対策はということで、私もそのお話は以前からお聞きしておったところでございます。

確かに一時的な効果はあるという形で、その水質浄化剤と一緒に活動された方からお聞きしている中においては、悪臭が少し減ったよということは聞いておるわけでございますが、これを恒久的な形で年間を通して本当にやれるかどうかということについては、やはりもう少し実験を繰り返していかないといけないだろうと思っているところでございます。一番の根本的な悪臭、あるいはヘドロといったものに対する対策は、排水路の改修工事ということを基本的にやっていかないといかんだろうというふうに思っておるわけでございます。

財政が大変厳しい状況の中、市街化を中心といたしまして、そのことも今進めさせていただいておるわけでございます。一つは、鰯浦下之割における狭隘道路の整備と同時に、排水路工事、ふたをさせていただいております。あるいは、平島の中におきましては住宅地でございますけれども、平島支川35号線の中においても工事を進め、来年度ではすべてその悪水路に対しては改修ができるというふうにも思っております。また、中部下水の排水路対策についても、順次進めておるところでございます。今御指摘の私どもの弥富駅東側の水路、いわゆる鰯浦川周辺における悪臭、ヘドロの対策といたしましては、今、駅の南側が1号線ま

での狭隘道路の幅員を拡大しております。そして、その次はあの排水路における改修工事に取り組んでいかなきゃならないということで、来年度予算の中で測量費を掲げさせていただいております。しっかりと測量して、次の駅東側の全体の河川を含めたところの排水路対策をしていきたいと思っているところでございます。また、私ども庁舎の西側の桜小学校側の水路におきまして、これから５年数ヶ月の間に海南病院の整備計画が進められようとしているわけでございます。そうした状況の中で海南病院の整備計画とあわせて、文化的あるいは環境的に皆さんの方からも見ていただいて、景観のとれる形にしていかなきゃならないというふうに思っておるところでございますので、随時計画的にこの事業を進めていきたいと思っておるところでございます。

また、今議員が御指摘いただきました水質浄化剤につきましては、テストしていただくのは結構かと思えますけれども、本当に長期的にやっていかないとなかなか効果は生まれないということも聞いております。また、ＥＭ菌等の浄化剤等においては、その効果を疑うというようなこともいろんな自治体からも聞いているところでございます。果たしてどこまで効果が上がるかということについては、テストを繰り返していかなきゃならない、そんな思いでございます。それよりも根本的な排水路の改修工事が待たれるところではないかと思っておりますので、行政としては排水路の改修工事を進めるということで努力していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○１２番（三宮十五郎君） 私も、今市長がおっしゃられたようにＥＭなどを見てきて、かなり手がかかるし、それから相当専門的な手を入れなければならないものだということもありまして、本格的に取り組むべきものだというような提唱をすることは差し控えてきましたが、一つは、庁舎の横の排水路のヘド口がなくなって、下の泥や砂が見える状態になってきている。これが２年ほどの取り組みですよ。それから、さっき申し上げました東気開の鯛浦川に流れる線路南の方の住宅街の排水路ですね。ここが、悪水しか流れないところがもう全くそういう不快なおいがなくなっているというのも事実でございます。こうした中で今、鯛浦区の皆さんがぜひ自分たちでさらに実験をしていきたい。ついては、市のまちづくり事業、１事業５万円を対象にした補助制度がありますので、希望するところがそれぞれ名乗りを上げてやってみたらどうかということで進めておりまして、だから市長おっしゃる市の恒常的な事業にするかどうかということではなくて、とりあえず美化事業だとかそういうものの一環として、鯛浦区の皆さんが実験的にやりたいということで補助申請すれば、これは事業の対象からいって、実験の一つとしてやることについて、その補助事業の対象にするということではできると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） まちづくり補助金での浄化の活動でございますけれども、そのことについて私は拒むものではございませんけれど、私どもの担当の者と一度よく協議をさせていただきまして、本当に効果が上がるものだったらそういう方法はやっていただかなきゃいかんし、皆さんの御努力に対して敬意を表するわけでございますけれども、行政側とよく協議をさせていただきたいということを申し上げます。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 本当にいろんなまちづくり事業で市民の皆さんの協力をいただいておりますが、この問題は、今市長がおっしゃったように、排水路を整備する、それから下水道を整備するという両面で解決しなければ、全体的な解決はなかなか難しい問題があると思います。ただ、現状でもヘドロや悪臭が、庁舎の隣の悪水路がなくなっておることだとか、今申し上げましたように、地形上からいって田んぼ用の農業用水を入れることができないようなところで悪臭がなくなったり、ヘドロ状のものがなくなって、コンクリートの底張りがどこからでも見える状態になっているということは、しかも先ほど申し上げましたように、費用的にもそう大した費用がかかるわけではありませんので、ぜひそういう実験を鰯浦の皆さんがやると言うなら、対象事業になるということがあれば積極的に取り上げていただいて、お考えいただくということを強く求めて、下水問題の次の項の質問に移らせていただきます。

市の下水道計画とこうした取り組みをどう位置づけていくかということで言いますと、皆さんそういう希望があれば事業をやっていただいて、その効果の一つは市として実証していただく必要があると思うんですね。したがって、ぜひ今できる範囲で御協力をいただくことと、あわせてこの実験をされたところが実際にどういう変化があるかを、市の環境課等も加わっていただいて実証していただくと。特に今鰯浦の皆さんがそうやってやろうということでございますので、そんなに費用をかけずに広い区域が実験できると思いますので、悪臭やメタン、硫化水素の発生の度合い、それからヘドロの状態がどうなっていくのか、動物あるいは植物、微生物がそれぞれの悪水路でどういう変化がしているのか、水質そのものはどうなっているかというような調査をぜひ、もしそういう実験をやられたら市の方でやっていただいて、費用対効果、それから実際に市民の生活環境の改善にどう役立っていくかということについて、仮に一定の事業が市の事業として採用された場合、市として環境課等でそういう検証をやっていただくということはできるでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 久野環境課長。

○民生部次長兼環境課長（久野一美君） お答えさせていただきます。

先ほど三宮議員が御質問された件について、実は先ほど御紹介ありました鰯浦の微生物を使った浄化剤につきまして、とりあえずお話があったところの実績表といったものを参考に

させていただきました、すべてのところへ実は御照会をさせていただきました。

この弥富市の近隣では蟹江町も実はやっておりまして、ここは基本的には水が流れないところをやっておるようでございます。しかしながら、残念ながら私が御照会申し上げました6件につきましては、効果に疑問があり、現在はやっていないということで、1回限りで終わってしまったところがすべてでございましたので、先ほど市長が申しましたように、こういった微生物を使つての浄化剤というのは、全く水が流れないようなところであればどうかとは思いますが、非常に無理があるのではないかなというふうに考えております。

○議長（伊藤正信君） ちょっと課長、評価の基準を精査してくれるかという答弁だよ。

○12番（三宮十五郎君） その地域の皆さんが本格的にやったときには、実際に変化があるかどうかということについて、一定の検証をしていただけますかという、そのお尋ねです。

○議長（伊藤正信君） 市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答えしますけれども、先ほども水質浄化剤の効果につきましては、いろんなところでテストが行われておるということは環境課長も話したとおりでございまして、我々として行政と話し合っていたきたいというのは、まさにその評価基準でございまして。評価基準を継続的にどのような、例えば化学的な物質であるとか、あるいはそれに対する数値というものを基準として決めておかないと、それぞれが共通認識できるものではないというふうに思っておりますので、我々行政としっかりと協議をしていたきまして、それからテストをしていただく、具体的な行動をしていただくということで申し上げているつもりでございまして。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） いずれにいたしましても一つは、これはだれもが通るからわかることですが、この庁舎の横の悪水路のヘド口というのはもうほとんどなくなっていますよね。しかも、多分2年間の間に3回ぐらい散布をただけで、ここはどんどん流れていくところですから、そういう実証的な効果がありました。それから、去年の7月に実施された、鰯浦川ですから今市長おっしゃったように悪水がどんどん流れていくところですね。ここのヘド口もあまりにおわなくなって、しかも地面が砂や土がかなり見えるところまで変化が起きているよね。それから、私は直接見ておりませんが、ルート1の裏側の悪水路もそんなににおいがしなくなったということで、実際に鰯浦の役員の皆さんがやってみえるわけです。

そういう今までの経験の上に立って、ぜひこのたびはそんなに費用がかかることではないこともあって、各戸で自分のところの生活排水や浄化槽のにおいがすることを抑えるということもあって、自分のところを出して、全体で一斉にやればかなりの効果をつくり出すことができるのではないかとということで、実は東気開の場合は、こういうやり方をやってきれいになってきているということもあって、やりたいという計画を立てておりますので、ぜひ担

当課の皆さんと鰯浦のそういう計画をしているところの皆さんとよく協議をしていただいて、検証できる方法があれば検証していただくということをお願いしておきたいと思います。

それと、下水道問題の全体としての対応ですが、先ほども申し上げましたように、今の事業計画どおりに進んで平成53年まで、しかも費用負担は、国庫負担はほぼすべてが当然国の起債でやっておるわけですが、さらに市の事業費の23年度予算で見ますと、63%が起債で賄われると。ですから、国の分と合わせると総事業費の98.7%が起債で賄われるという計画があります。今、国の借金も全体として一日も早く少なくすること、財政健全化が国民的な課題になっているときに、さらに今回の大震災によって、恐らく下水道建設なんかの費用は当然かなり少なくなってくるわけですので、今のような形での事業計画というのは、私はだんだん縮小していく方向になると思いますので、当地の下水道事業がさらに東海・東南海大地震とどっちが先に終わるかということを経営しながらつくられていくような事業でもあると思います。今後、少ない費用をより効果的に活用する工夫と財政の節約が、下水道事業全体としては大きな課題となっていることは明らかでございます。したがって、市の今後の下水道計画については、中心市街地の下水道整備が最も強く求められているところを集中的に整備し、虫食い状態のことはなるべくしないようにしていくとか、イオンタウンのような新しい高度処理能力を備えた浄化槽は可能な限り下水道と分離をして、いざというときに活用できるような災害対策を想定した計画にしていくとか、鰯浦区の今回の大規模な試行によってその効果が確認され、市民的合意が得られるなら、現計画の見直しも含めて、費用対効果の高い持続可能なもので市民生活をより充足させることを目的としたものにしていくことが強く求められていると思いますが、総括的にこの辺のことについてお考えをお聞かせください。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 弥富市の下水道政策について、三宮議員からの御質問でございます。

昨年の3月31日から、私どもとしては平島を中心として、一部のところで供用を開始させていただいたわけでございます。この下水道事業におきましては、議員御指摘のとおり、大変多額の費用がかかることは承知しております。国の2分の1の補助金がないと、とてもできるものではないということも思っております。しかしながら、日光川流域下水道事業の中で単に私ども弥富市だけではなくて、海部全域という状況でのこの事業でございますので、私たちとしてはこの計画を粛々と進めていくということを考えておるところでございます。これから桜学区であるとか、あるいは他の地区におきましてもやっていきたいと思っております。

今回の東北地方の地震に対しては、大変な被害が想定をされておるわけでございますけれども、私どもといたしましても、県からの要請に基づき、下水道の担当者を現地の方へ派遣

していきたい。そして、現地の生々しい状況、あるいは地震が起きた場合のさまざまな下水に対する考察をしてくるというような状況で、その要請に応じて派遣をさせたいと思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、市民の満足度が低いというのは下水道でございます。そうした中で市民の満足度を高めていくのが我々行政の仕事であろうと思っておりますので、また議員各位の御理解をいただきながら、計画的に進めさせていただこうと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） ぜひ実際にいろんな工夫をしながら、皆さんの下水対策に対する希望を早く実現できる道を探っていただきたいと思います。そのことを要望して次の質問に移ります。

22年度から、国税徴収法や地方税法で定められました既に課税された税等であっても、最低生活を脅かす強制的な徴収はしない。一定の条件を満たせば、その課税や延滞金の取り消しを行う。また、そのことを本人に通知するというもので、給与や年金、所得については既に一定の基準が政令等で定められておりますが、そうでない人々についても、生活保護基準の1.1倍以内という基準を定めて行うことが始められました。これは、課税は所得に対して行われるという今の税制上の仕組みから、例えば国民健康保険税等につきましては、単身の場合には所得27万円以下については、国保税が年間70%の軽減があって1万8,900円。当然非課税でございますので、介護保険は第3段階の65歳以上の方は3万円ということになりますが、実は収入と所得の間には大変大きな隔たりがございます、年金120万と給与の65万は所得から控除される仕組みになっておりますので、両方受け取ることができる方は、所得27万という年収212万になります。それから、不幸にして無年金だったりして、給与だけを頼りに生活している人につきましては、給与所得控除の65万と27万の所得でございますので年収92万ということで、これはもう完全に生活保護よりも低い収入が同じ負担をするということでありまして、税の公平だとか負担の公平ということであると、実態はとても払い切れない。だから、市は生活保護基準の1.1倍以下については、先ほど言ったような、既に課税したものであっても滞納処分の停止等によって救済していく道をとっていくという方向が決められました。

特にこの問題について言うと、大企業や公務員でお勤め上げられた方、あるいは中小企業で長くずっと安定して勤められた方、同時にさまざまな事情によって無年金になった方、それも決してその人の責任でない理由もあるんですね。例えばつづり方教室だとか山びこ学級だとかいうことで広く全国に知られた無着成恭さんが教えた子供たちがその後どうなっているかという追跡調査をしたら、ほとんど所在がわからない。中学校を卒業して大都市に

出たことが、東北の田舎で育った子供たちにとっていかに過酷な状態だったかということであらわしているということがNHKでもちょっと放送されたことがございますが、決してみんなが順風満帆で年金を受給できるような状況でなかった世相や条件もありますので、現実にはそういう人たちに対するきちんとした健康で文化的な最低生活の保障、またそれを義務づけられた住民の福祉に寄与するという地方自治法の問題に沿って、やっと当市もさっき申し上げましたような状態に踏み出したわけではありますが、この間の取り組みの中で実際どのような対応がされてきたか、御報告いただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 服部収納課長。

○収納課長（服部 誠君） では、今の御質問にお答えいたします。

平成22年4月より、滞納処分の停止の要件の取扱基準におきまして、滞納処分することができない、財産もなく、生活保護法による保護の基準に基づき算出した保護開始時の要否判定に用いられる最低生活費の100分の110のとき、滞納処分の停止基準を定めました。平成22年度12月末までの生活困窮者の停止処分件数は39件であり、内訳としまして31件が生活保護受給者であります。また、残りの8件について、御質問がありましたように低所得者の該当者となり、市税及び国民健康保険税の滞納処分停止額は502万6,700円に上っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 弥富市の減免制度というのは、それなりにこの周辺の市町村に比べると非常に高い、現年分ですよ、ものでありますが、実際になかなか市民の方が中身がよく理解できないのか、ほとんど減免制度は使われないもとの、実は今課長の方から報告されました、滞納処分の停止による強制的な取り立てをしない、一定の条件が整えば課税はなかったものにするというのは、健康で文化的な最低生活に食い込む課税をしないという国税徴収法や地方税法の精神、それから健康で文化的な最低生活を割り込むような負担は強制的にはさせないという非常に大事な問題ですよ。ところが、滞納世帯は相当数ありますよね。国保なんか、現年度分と言うと今91%をやっと超える程度、過年度分の滞納が世帯数と言うと20%を超えている状態がずうっと続いています。当然、滞納処分の停止というのは、一方で実際支払い能力がある人にきちんと払っていただくということと、もう一方では、そういう支払い能力、担税能力のない人たちについては必要な救済の手を打っていくという二つの側面を持っているわけですが、今言ったような国民健康保険の場合だと2割を超えるような滞納世帯がある中で、やっとこれで市としてやり始めたところですからあれですが、今実際に件数がその程度というのは、仕事が忙しくて滞納の調査やそういうことができない状態があつてそんな程度なのか、それとも、調査をしたけれども、滞納処分の停止にかかわるような滞納者というのはそれくらいしか弥富の場合はいないということでしょうか。いずれでし

ょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 服部収納課長。

○収納課長（服部 誠君） 今の御質問につきましてお答えいたします。

こちらの収納課の方で、それぞれ生活環境というのは現時点では把握しにくいということで、それぞれの滞納者の方につきまして催告書というのを outsas せていただきまして、それで現時点の生活環境等をお聞きしたいということで、御連絡の方をしていただくようお願いしているんですけれども、連絡があった方につきましては、その都度、生活状況をお聞きしまして、こちらの方で御指導をいたします。ない方につきましては把握できないのが現時点でありますので、お話があれば、こちらの方で生活保護の100分の110という基準等も照らし合わせて、今後処理をさせていただくということで考えております。以上です。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 今も申し上げましたが、国民健康保険の場合の滞納世帯というのは二十数%あるんですよ。しかし、我が弥富市は、貧困等についてはペナルティーをかける正当な理由にはならないということで配慮しておりまして、百数十世帯、全世帯の約5%、滞納者の多分1割に行っていないぐらいの人たちにしか短期保険証だとかそういうを出していないんですよ。だから、私は国保の担当課というのは、十分な調査をしたかどうかは別にいたしまして、そういう配慮をしておるということは、かなり貧困によって払えない人たちが多数いるということを承知しておるからそういう配慮をしておる。先日も課長に聞きましたら、弥富は、貧困を主な理由にする滞納については、よそはかなりやっておるようですが、そんな簡単に短期保険証にしたりしないような配慮をしていますと言ってみえましたが、それはそういう理解でよろしいですか。

○議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

滞納をもとにいたしまして短期保険証の発行はいたしておりません。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） そうすると、実際に多分仕事が忙しくてなかなか対応できんと思うんですが、本来は対象になる人たちが、今言った催告書を出して、連絡の来た人は対応をすると。ほかもそういう滞納をいっぱい持っておる人たちは、催告書を出しても全然連絡が来ないということでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部収納課長。

○収納課長（服部 誠君） 連絡があればこちらの方で対処いたします。連絡がない方につきましては、現時点ではなかなか連絡をとることが困難ということで、対処していないということになります。

- 議長（伊藤正信君） 三宮議員、発言中ですけれども、ここで休憩をして午後の部でお願いしたいと思います。よろしいか。
- 12番（三宮十五郎君） はい、結構です。
- 議長（伊藤正信君） では、暫時休憩をいたしまして、再開は1時からといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（伊藤正信君） では、休憩前に引き続きまして会議を開きます。  
三宮議員。

- 12番（三宮十五郎君） 今、収納課長の方から説明がございましたが、滞納している人たちがなかなか役所に相談に来づらいという状況が今のお話の中にあると思うんですが、もう一方で、今民生部長の方からお話がありましたように、国民健康保険でいいますと2割を超える世帯が滞納している中で、実際には滞納世帯の10%を切るようなペナルティーとしての短期保険証しか出さずに、先ほどの説明でもありましたが、貧困を理由にする人たちに対しては、市は正当な理由ということでペナルティーを科していない、短期保険証を出していないという説明があったんですが、保険年金課の方はある程度掌握しておる、それから収納課の方は来た人だけに対応するということになりますと、市長がいつも言われる、市役所は市民のために役立つところと。特に職員はそれを本当に心して業務につくというふうに言われておるんですが、国民健康保険の課税の状況から見ましても、かなり最低生活を割り込むような人たちがおる状況が考えられますので、もっともっと滞納処分の停止の対象が多くなるのではないかと。

愛西市の場合、私が聞いた話では、収納課長のお話でも事前にちょっとお伺いしましたが、そういう区分をしていないからということなんですが、額や件数で不納欠損をどれだけやっておるかといいますと、合併以降の5年間に国民健康保険税の滞納調定額の約11%を不納欠損処分をしていますよね。そして、どうしても払い切れずにどんどんどんどんたまっていくわけですから、収納としては現年分を中心にして、なるべく現年分の収納率を上げるということで努力がされて、弥富市が91%をちょっと超えるところだと思うんですが、愛西市は現年分は93%の収納率を上げている。それから、過年度分を調定額の5年間平均で11%ほどを不納欠損にしていますので、滞納の総額が少なくなりますから、収納率というのは当然結果的によくなるわけでありましたが、いずれにしても最後は全世帯を対象にするというのは、私は収納課の対応にかかってくると思いますので、国保の担当課とも連絡を取りながら、役所に相談をすればちゃんと、持ち切れない荷物については正当な理由があれば無理な取り立

てもしないし、それから条件が許せば、一定の時間がたてば不納欠損処分にもされるということを、令書でもそういうことがわかるような令書になっておるのか、それとも通常の、あなたは滞納がありますから来なければというもののなのか、その辺は現実にはどういうものでやってみえるんですか。

○議長（伊藤正信君） 服部収納課長。

○収納課長（服部 誠君） お答えいたします。

催告書につきましては、当然払っていただく前提のもとで文書は作成しておりますし、また一度に納付ができない状態であれば収納課の方へ連絡をしてくださいということで、連絡によって分納、それから先ほどの処分停止というふうで相談をさせていただくということになっております。以上です。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） どちらにしても、従来きめ細かな、最低生活を割り込むような人たちに対して措置をするということについては、あまり当市としては弥富町時代からやってこなかった結果だと思いますので、行けば払うことしかないというふうにもし理解されていたら、なかなか相談にも来ないし、払わないわけですね。だけれども、そういうペナルティーの解除が条件によってはあるということが伝えられれば、私はもっと気軽に役所の方に相談に来られると思うんですが、その辺は今後工夫をされる必要があると思いますが、いかがでしょう。

○議長（伊藤正信君） 服部収納課長。

○収納課長（服部 誠君） 今後につきましては、当然今までどおり文書の方は出させていただくということと、あと電話番号等が確認できれば電話連絡等させていただきまして、少しでも話ができる状態を持って、それぞれ個々に応じて相談をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 先ほども民生部長のお話にもありましたように、国保の担当課の方はある程度貧困で払えないという情報は持っているから、さっき私が言ったように、相当な滞納があるにもかかわらず、貧困を主な理由とするものについては、当然延滞金なんかはつくわけですが、保険証の方でペナルティーをかけるようなことはしていないというお話だったから、ある程度情報を持っているはずですね。そういうものを見ながら収納対策していくということについては、実際の実務の上ではどういうふうになっているんですか。

○議長（伊藤正信君） 服部収納課長。

○収納課長（服部 誠君） 国民健康保険税に関しましては、国民健康保険証が期限を定められておりまして、それで保険証の更新というふうで保険年金課の窓口の方に見えられます。その

際に私どもの方に連絡をとっていただきまして、個々の方とお話をさせていただきまして生活状況はお聞きしております。それで、どうしても難しいということであれば、市の方としても一応調査をさせていただいて、停止の方に持っていく事案であればそちらの方へ持っていくということはやっております。以上です。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 実際の滞納の件数、それから保険年金課側が貧困を理由にということでペナルティーの対象にしていないものと、収納課の方の指導や調査の対象になっていない人が余りにも差があり過ぎるんですね。現実には一方では命にかかわることですから、あまり極端でないような人たちについてはペナルティーをかけないような施策をとっておる。これはこれで大事なことで、いいことだと思うんですが、もう一方で、払わせることができないような条件の人たちがその中かなりおるにもかかわらず、申し出た人だけ、あるいは収納課が面接した人だけというんですが、件数からいっても、私は収納課だけで対応できるような件数じゃないような気がするんですが、その辺は現実問題としてどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部収納課長。

○収納課長（服部 誠君） 今の御質問につきまして、国民健康保険の滞納者の方につきましては、現在1,247世帯の方が滞納者として数字は上がってきております。実際にこの件数、ほかに市税等もありますので、今の収納課の方で対応できるかということですが、ちょっとこの数字からしてみると厳しい状況があります。以上です。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 1,247世帯が国民健康保険の滞納者、しかも貧困を理由にした人については保険証のペナルティーは科さないということで、100台ですよ、世帯数で言うと。200まで行っていないですよ、ペナルティーをかけておるのは。そういう状況から考えますと、この境界層のエリアにある人たちの、本当に貧困で払えない人たちについて、早急に調査もし、救済措置に向けて、あるいは滞納処分の停止を通知しなきゃいかん人についてやる仕組みをぜひ、ここでちょっと決まらんと思いますので、保険年金課と収納課が、どういうふうにしたら本当に市民の人たちが安心して相談に来てくれるのかということをよく相談して、ひとつ手をつけていただきたいということと、それから特に国民健康保険税は、過年度分で滞納を結構持っておる人がおりますので、収納の基本は現年度分中心にして、目いっぱい払える人たちには払っていただくという方向にしっかりと切りかえていくということと、あわせてこの問題の処理を考えていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部収納課長。

- 収納課長（服部 誠君） 今回の御質問ですけれども、保険年金課の方と当然連絡を密にしまして、それで調整をいたしまして、当然本人の方へ聞き取り調査もいたしまして、また私どもの方で調査をいたしまして、該当者につきましては停止の方へ持っていく、またある程度納められる方につきましては分割とか、そういうふうできちっと指導していくということで考えておりますので、ひとつお願いいたします。以上です。
- 議長（伊藤正信君） 三宮議員、時間が近くなりました。まとめてください。
- 12番（三宮十五郎君） 前から議論しておりますが、フルタイムで働いても生活保護基準を下回るとか、あるいは特に流通産業を中心にいたしまして、健康保険の掛金を払わなくてもいいような払い方の範囲でしか雇用しないというような状況が広がっておりまして、そういう人たちがなかなか払えない、あるいは国民健康保険の方で言いますと、介護納付金も払う世帯、40歳から64歳までで、子育てや何かで非常に大きな役割を担っておる人たちの収納率が一番悪いという状況は、払いたくても払えないという状況が少なくない、常態化しておりますので、ぜひ今課長おっしゃられた方向で、市の幹部の協力もいただいて積極的に対応する、そして最低生活を割り込むような人たちに過大な負担にならないような、そういう市の制度としての仕組みを確立していただくことを強く要請いたしまして質問を終わります。
- 議長（伊藤正信君） 次に小坂井実議員、お願いします。
- 4番（小坂井 実君） 4番 小坂井でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

弥富市民の安全・安心について、1番に自転車の安全な利用の促進についてお伺いをいたします。

この議場におられる、私も含めてどなたも一度はだれかに、また大勢の前で、弥富市民が安全で安心して暮らせるよう努めますと申されたことがあると思います。私もそのように言っております。一口に安全・安心といいましても、数え切れない多種多様な項目に分かれますが、身近な自転車の安全な利用の促進についてお尋ねをいたします。

東京都板橋区では自転車安全利用条例、京都府では自転車の安全な利用の促進に関する条例が制定されております。京都府の例で申しますと、第1条、目的、2条、府の責務、3条、自転車利用者の責務、4条、自転車小売業者の責務、5条、府民の責務、6条、交通安全活動団体の役割、7条、自転車安全利用促進計画、8条、自転車交通安全教育等、9条、広報及び啓発等、10条、自転車安全利用推進員、11条、府民等の自主的な組織活動の促進、12条、乗車用ヘルメット、13条、自転車安全利用情報の説明等、14条、自転車に関する利用環境の向上、15条、財政上の措置、16条、勧告、17条、公表、18条、規制への委任、このようにA4で4ページにわたります条例が制定されております。これを見まして弥富にもという意味ではございませんが、近々見かけますのは、夜間でもライトを装備しながらつけずに走って

いる自転車とか、この無灯というのは道路交通法では5万円以下の罰金となっています。また、警察に呼びとめられますと、今は警告ということで済んでおるようでございますが、挙動不審とか態度が悪いと職務質問をされるということも私の知人に伺いました。嫌な気分になるよりも、ついていたらライトはつけるべきだと思っております。そしてまた、自分でも皆様でも車を運転していて無灯の車を見つけたときに、ひやっとしたことがあると思います。泥よけの後ろとか、ペダルの前後、スポークなどに反射板が備えてある自転車もありますが、正面から来る自転車が無灯で前かがみで走ってきますと、何も見えないときがあるんです。どうか市の方でも安上がりの対策といたしまして、反射テープ等を配布していただきまして、自転車のどこか何ヵ所かに張っていただくとか、何か対策をとっていただくと大変ありがたいと思うんですが、また少したった時点で、駅の自転車置き場にある自転車もボランティアで並べていただいている方があると思いますが、そこらのところでもテープを張っていただくとうまく見えます。自分のためでもあり、また人のためでもあるということで、どうか市の方はそのような対策をひとつお願いできませんでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

現在、自転車安全利用に関する条例につきましては、愛知県下では県を含め制定している自治体はございません。当市においては、交通安全条例において、交通安全全般についての市の責務、市民の責務、交通安全教育の推進、広報・情報の提供等が定められております。今後も交通安全条例により、自転車の安全な利用の促進を図ってまいります。

続きまして、反射テープの装着の件についてでございます。

蟹江警察署で実施している交通安全講和の際に、対象者に反射材を配布しております。また、交通安全の県民運動期間中に駅周辺などで行う啓発・広報活動で自転車のスポーク用の反射材を配布し、その場で装着していただいております。こういったものでございます。反射材に限らず、配布物については配布しただけでは利用されない例が多く見受けられます。今後も装着の確認ができる方法で配布していきたいと考えております。また、防災安全課の窓口でも希望者に対して配布を行います。なお、本人の了解を得ずに反射材を自転車に張るということにつきましては、やはり個人の所有物ということがございますので、実施できないと考えております。

続きまして、無灯火等の取り締まりについては、警察にも要請してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） 市の方でもそのような対策をやっていただいているということはよくわかりました。どうかこれからも根気よく続けていただきたいと思います。

同じく、近くの高校生などで2台並列、3台、もしくは道いっぱいに横に広がって自転車を走らせるという事例を見かけますが、自転車の並走は2万円以下の罰金または過料、また携帯で話しながら、メールしながら、イヤホンで音楽を聞きながら、これはどれも5万円以下の罰金となっております。これの確認に警察の方へ伺いましたら、警察の方もしっかり指導をしておりますということは伺ってまいりましたが、条例の中にはありますのは、小学校、中学校及び高等学校の長は、児童または生徒に対して、その発達段階に応じた自転車交通安全教育を実施するよう努めるものとするという条文がございました。条例などなくとも根気よく指導していただくよう、教育課、教育委員さんたちをお願いをしたいと思います。その点はいかがでしょう。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 自転車の交通安全教育に関してでございますけれども、現在、保育所、小・中学校、高校、高齢者、企業に対して、自転車だけには限りませんけれども、交通安全教育を行っております。なお、高校につきましても、弥富高校、海翔高校ともに実施されておるということを聞いております。今後とも、より有効な自転車を含む交通安全教育を蟹江警察署にお願いしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） それでは、自転車の件につきましてはこれで終わります。

次の2番目の、消火栓のホース格納庫備品についてお伺いをいたします。

私の地元では消火栓はかなり以前から県道に設置されていましたが、恥ずかしながらホースもなく、筒先もなく、ハンドルもございませんでした。それこそ「仏つくって魂入れず」と言われるような状態でございましたが、弥富市より85%の補助をいただきまして、21年度にホース格納庫を設置することができました。備品の中の、ここに書きましたスタンドパイプという器具があるということをお聞きしましたので、以前私の記憶では、県道が拡幅あるいはかさ上げするたびに消火栓の口がだんだん深くなってしまいまして、腹ばいになってもホースがつかないような状態が続いておりました。したがって、このスタンドパイプというのは、その筒先を、消火栓の口を地上に上げる器具でございます。したがって、これはいいものだということでつなげまして、こちらの方の消火栓をもう一度見に行きましたところ、これもちょっと私の記憶違いで、石綿管から今の水道管にかえられたときに、しっかり普通の高いところに上げてございましたので、この点については、もしそのような箇所がございまして申請がございましたら、どうか補助の対象にしてあげていただきたい。幸いにも私どもの方は、水道管の石綿管からの変更のときに普通の高さになっておりました。したがって、この点は置きまして次に行きます。

筒先についてお伺いをいたします。

平成21年度は、補助対象の筒先はストレートの筒先のみでございました。「噴射ノズル」との名称ですが、シャワー状にもストレートにも自在に、またとめることもできる。目の前の状況に即した消火活動ができる、すぐれた機能を備えた筒先があるのです。なぜにこだわるかと申しますと、例えば外出をしておりますて、帰宅したら家の中に煙が充満しておったと。また、家にいても気がつくのがおくれたと。見つけたのが子供やお年寄りであれば、火事だ火事だと叫びます。聞きつけた自主防災組織の会員がホースを延ばし、火元を見つけたならば、それがたとえ布団のくすぶりであろうと、煮物の焦げつきであろうと、小さな炎でも見つけたならば放水の号令をかけます。家財道具をなぎ倒し、戸、障子をぶち破り、隣の部屋も水浸しにして、「放水やめ」の伝令が消火栓のところに伝わるまで水はとまらない。噴射ノズルならば状況に合った放水で、消えればその場で放水をとめることができる。このノズルの先端だけが取りかえることができるので、どうか再度の補助をお願いしたいと思いますが、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 筒先のノズルの関係でございますけれども、現在ですと弥富市の消防設備整備事業費補助金の交付要綱ではノズルタイプを指定しておりませんので、1本ごとを買っていただいた場合につきましては補助対象になると考えております。また、先端部の取りかえにつきましては、現在の要綱では補助対象にしておりませんが、要綱を改正し、補助対象として85%の補助を行ってまいりたいと思っております。また、初期消火に関しましては、消火器が非常に有効だと考えております。家庭用消火器補助金制度もございますので、そういったものも御利用いただきますようによろしくをお願いしたいと思います。

それで、先ほどお話がありましたスタンドパイプの関係でございますけれども、議員はL字型のものを言ってらっしゃると思っておりますけれども、ストレートタイプのものを、非常に深いところがありまして届く範囲のところまで取りつけるといったことを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） ありがとうございます。わかっていただけたと本当に感謝いたします。

それに関連しまして、筒先のみの盗難があったとお聞きいたしましたが、この際でございますので、例えば消防団、あるいは自治会の方へ一度確認をしていただくように御伝達をしていただいて、いざとなったときにホースだけでは物になりませんので、筒先の確認をひとつお願いしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 現在、新聞に載った段階でございますけど、11分団のものに

ついでの確認は済んでおりました。それで、それ以後、各集落の方で確認していただいております。また多少ふえているような状況でございますけれども、全区域を確認できるよう消防団の方には指示しております。

- 議長（伊藤正信君） 小坂井議員。
- 4番（小坂井 実君） その点よろしく願いをいたします。

次に移ります。3番目の大型台風による高潮、地震による津波についてお伺いをいたします。先に地震の方をお伺いいたします、含めてでございますが。

この11日午後2時46分ごろ、三陸沖で起きたマグニチュード9.0の巨大地震、今では東日本大震災と言われています。この災害でお亡くなりになられた方の御冥福をお祈りするとともに、安否不明な方の御無事を心よりお祈り申し上げて問題に入りたいと思います。

地震直後より、テレビにそれこそかじりついて見ていました。津波警報が太平洋全域に発令され、4メートル、5メートル、6メートル、10メートルというような津波が予想され、到達時刻が表示され、高台に避難するよう繰り返し放送していましたが、私も少し大きな数字を言うのかなと思っておりましたが、その後のテレビ画面に映し出される映像は想像を絶する津波の恐ろしさを、また圧倒的な水の力、浮いた車や家の中に人がいるのではないかと。現実のことと思いたくない、そんな光景でした。津波の大きさは、報道されたように仙台新港では10メートル、福島県相馬市では7.3メートルを確認・観測されたと言われました。岩手県大槌町では、6メートルの水門をはるかに上回る津波が来て、町は壊滅状態とのことでございます。また、この町では町長さんも、今、行方がわからないと、そのような報道をされております。また、宮城県南三陸町では住民1万人と連絡がとれない。気仙沼市では、縦4.5キロ、横2キロにわたり火の海。数え上げれば切りがない。きっと皆様もテレビで見ておられたことと思います。死者・行方不明者が時を追うごとにふえ続けていることを思うと、家ごと流されたり、避難がおくれたり、最悪避難した建物までも災害に遭ってしまったことも考えられる。東海・東南海・南海地震は、今後30年間に八十数%の確率で起きると言われています。弥富市には高台はありません。避難所の定員は1万1,000人です。この一般質問は通告制でございますので、その通告の締め切り日までにはこの未曾有の大災害は想定もしておりませんでした。その時点では市民の不安をあおることになるのではないかと考えておりましたが、現実、目の当たりに見ました。事ここに至っては、弥富市独自でもできる対策があるはずで。また、同じように台風の高潮も大差のない災害になることは明白になったと思います。

去る2月23日に弥富市総合福祉センターにおいて、群馬大学の大学院教授 片田敏孝先生の講演会を聞きました。200名近い市民の参加があり、関心の高さは実感いたしました。地球温暖化、異常気象など自然環境が変化してきていて、発生する台風の数も少なくなってい

るが、大型台風に発達しやすい。あの伊勢湾台風の高潮の高さが3.89メートル、日本で観測された最大規模の室戸台風が伊勢湾台風のときの状況で同じコースを北上したとき、高潮は6.24メートルに達するであろうと、その上に立ってのシミュレーションで講演をされました。鍋田港、筏川排水機、木曽川の左岸、JR上流にて破堤をすると想定した講演でございました。大変なことは、飛島村でも、愛西市でも、弥富市はもちろん、どこかで破堤をしたならば240万人が被災をするであろうとのことでございます。今回の地震の避難してみえる方は34万人ということを伺っております。240万人がどこへ避難をするんでしょう。河川のはんらんと違うことは、対岸が破堤してもこちら側に何ら影響はなく、海水面と水平になるまで水が入るということをお聞きしました。海水の浸入はとまらない。そのとき弥富市の中・長期避難となる避難所はどこにありますか。どこにもないそうです。伊勢湾台風当時、子供とお年寄りは皆どこかに疎開をいたしました。五十何年過ぎましてその範囲は広がり、人口は何倍にもなり、受け入れていただける人数には限りがあるとするならば、防災広場はもとより、建設に入る第2桜小学校校庭も、これからつくられる公共施設敷地は思い切り土盛りをし、避難所として、まだ仮設住宅、テント生活までも想定した場所として造成すべきではないかと思われますが、御答弁よろしく願いをいたします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 今回の地震につきましては想定をはるかに超えたものでございまして、現実の問題の中ではなかなか対応していけないというふうに思っております。

それで御質問ですけれども、新たにつくられる公共施設敷地については、大潮満潮時よりも高い敷地にすることも考えられます。ですが、その場合、場所によっては住宅の2階の床よりも上の部分、3メートル以上の土盛りが必要となってまいります。これは非常に現実的な対応とは言い切れないところでございます。また、土盛りをしても、堤防が決壊した場合、周囲が水没してしまう。今回の地震でもよく見受けられたところでございますけれども、そうしている状態ですと、片田先生の講演会にもありましたように、その方々が要救助者になるということになっております。水害を想定した場合、仮設住宅やテント生活を考えるより、他の地域への避難を優先する必要があると考えております。以上です。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） ただいま申し上げましたように、この海部郡地域だけで240万人。例えば地震、津波の場合にはほかの地域にも、三重県はもちろん静岡県もそこらじゅうに被災者があふれる。そのようなことを考えたときに、陸続きの例えば高速道路の脇につくるとか、木曽川堤の強い、決壊はしないというところを陸続きにそこへ行けるような避難所、あるいは防災広場、そのようなものを想定してつくっていただきたいと思います。その点はいかがでしょう。

- 議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。
- 防災安全課長（伊藤久幸君） 今の御意見につきましては、今後検討させていただきたいと思います。
- 議長（伊藤正信君） 小坂井議員。
- 4番（小坂井 実君） それでは、少し観点・視点を変えて、平成20年6月議会において、小島町地内の堤防の断面及び高さ不足を質問いたしました。今まさに大きな高潮堤がつくられておる最中でございます。少しでも安全・安心につながることを実現できたと感謝いたしております。20年6月議会において、木曽岬町の堤防を私はスーパー堤防と申しましたが、これは私の認識不足でございまして、ここに訂正をいたします。勉強不足でありました。スーパー堤防とは高規格堤防、別名スーパー堤防は、堤防の高さの30倍、幅で200メートルから300メートルの堤防をつくり、川から遠ざかるほど緩やかな傾斜で、土地は買収せず、立ち退いた人たちにもう一度完成の後、その上に家を建てていただく。広い緑地帯を設け、避難場所として活用する。本来ならばこれこそこの地域に必要なものではないかと思われましたが、これは2010年10月28日の事業仕分けで廃止となってしまいました。

しかし、これも今回の津波を考えたとき、もしかしたらそれでも防げないかもわかりません。日光川の防災道路を今着々と進めておるということをお聞きいたしました。災害は待ってくれるのでしょうか。そこで、木曽川のJRより上流、愛西市に至る左岸堤の堤防は漏水が指摘され、弥富市地域防災計画では重要水防箇所指定されています。ここを整備して車を通すことにより堤防を踏み固め、いざというときの避難場所にも指定し、人の目による監視もできるのではないかと思います。弥富市独自でできることは限られたものと思います。この時をとらえ、国・県に働きかけていただきたいと思います。市長の見解をお伺いいたします。

- 議長（伊藤正信君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 小坂井議員の方から災害に対して、あるいは風水害、地震等の自然災害に対しての御質問でございます。

今回の地震につきましては、冒頭申し上げましたように大変な被害で、心からお悔やみとお見舞いを申し上げますけれども、これをしっかりと私たちは教訓として、私たちの地域において備えていかなきゃならないということを強く今感じておるところでございます。もう一度私たち弥富市の防災計画というものを根本的に見直していく。そしてまた、それを地域の皆様に周知徹底していくということが大変重要であろうと思っております。今回の被害の大きさは、議員御指摘のとおり、津波の高さ、津波の大きさでございました。先ほど所管の方から話をしましたように、まさに想像を超える津波が押し寄せたということでございます。私たちも鍋田の防潮堤、あるいは海岸線とのそれぞれの境

における防潮ということについては、きちっとした高さを理解しているわけでございます。そうした中において、今後新しい年度に入りましたら、新しい地域の区長さんと問題を共有化する、弥富市の南部地域におけるさまざまな災害に対する問題を共有化する、そしてそれを住民の皆様にお知らせをしていくということでございます。

先ほど議員御指摘のように、どこへ逃げるんだということでございますけれども、海拔ゼロメーター、あるいはマイナスという状況の南部地域においては、私たち公の建物もそんなに数があるわけではございません。また、距離的な問題等もあります。これは我々としても、民間の企業等々も含めたところで、南部地域における避難場所を再点検していく必要性があるだろうと思っております。民間の企業の方に建屋を貸していただく、工場を貸していただくというようなことも一つの方法かなあと思っております。現在、私ども弥富市が、例えば避難マップの中では、先ほど片田先生との話し合いもありましたけれども、基本的には1万2,000名が収容できる避難場所がございます。しかしながら、4万4,500の人口に対してということになりますと、その避難場所は全く欠けてくるわけでございます。そういったことにつきましても点検をしていかなきゃならないと同時に、防災に対する我々行政の意識と同時に、市民の皆様の意識もこの機会にお持ちいただきたいということを思うわけでございます。

堤防へという話がございましたけれども、この件につきましても、私どもは木曽川下流河川の事務所の方にお尋ねをいたしました。堤防の上を車が通るということにおいて路面が固められ、そうした形に対して堤防道路が許可されるということを議員御指摘でございますけれども、基本的にはその相関関係はないということでございます。かえって、例えばそういう状況の中での堤防を大きな車が通った場合においては、下からの液状化みたいな現象も心配されるというふうにおっしゃっているわけでございます。どこの堤防を車を通すのとか、あるいは通さないかということにつきましては、それぞれの国土交通省の所管の中での御判断だと思っております。弥富市における木曽川左岸堤ということについては、左岸堤そのものの強化というか、あるいは河川に突き出したところの強化という形をお願いしているところでございます。木曽川の堤防の上に車を走らせて堤防を固めるということにつきましては、私たちとしては国土交通省の理解どおりにしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） ただいま市長の申されましたように、弥富市地域防災計画を根本から見直す事態が起きたと思っております。どうかその点は大いにこの機会に勉強していただきまして、目の前にお手本が、被災に遭われた方には申しわけないですが、あのテレビ画面を、またこれからいろいろ伝わってくる情報をもとに弥富市の新しい地域防災計画をおつくりいただきますようお願いして、これで終わります。

- 議長（伊藤正信君） 次に安井光子議員、お願いします。
- 11番（安井光子君） 11番 安井光子でございます。私は、通告に従いまして二つの問題について質問をさせていただきます。

まず一つ目の問題、高齢者が安心して住めるまちにするために、第5期介護保険改定について質問をいたします。

来年の4月、介護保険等の第5期改定の時期を迎えます。厚生労働省は2月23日、民主党厚生労働部門会議に政府が今国会に提出する介護保険等の改定案の要綱を示しました。政府は3月11日に閣議決定をしました。そして、今国会に提出する見通しとされておりま

す。改定案の主な内容でございますが、一つ、24時間対応の定期巡回、随時対応サービスの創設。二つ目、要支援者を市町村の判断で予防給付の対象から外し、新設する介護予防日常生活支援総合事業、一般的に総合事業と言っておりますが、この対象に移すことができる仕組みを盛り込みました。三つ目、家事援助などを介護保険給付から外し、地域支援事業に吸収する等々でございます。介護保険は、国民の介護が必要になっても、住みなれた地域で人間らしい生活を送りたいとの願いを「介護の社会化」と称してスタートして、10年が過ぎようとしております。制度は徐々に定着はしてまいりましたが、介護給付の内容は、高齢者や家族の願いとはかなり距離のあるものになっております。介護保険は市町村が保険者ですが、国の動向で市町村の介護行政は大きな影響を受けます。しかし、高齢者の介護の実態がわかっているのは市町村でございます。限度はありましても、市町村が工夫をしたり、知恵を出したり、介護行政の実施と国にきちんと意見を述べる姿勢、これは今までも市の方では御尽力いただいておりますが、今後一層この姿勢が市町村の介護行政に求められているのではないのでしょうか。

前置きが長くなりましたが、では具体的な介護行政について数点お尋ねをいたします。

まず一つ目、弥富市は、第5期介護保険事業計画等を来年度中に策定することになっております。厚生労働省の告示の事業計画基本指針によりますと、計画を作成するときは、介護保険事業計画作成委員会などは公募による住民参加に配慮し、設置することが必要である。地域住民の意見を反映させるために、地域における聞き取り調査、公聴会、自治会単位の懇談会の開催などの工夫を図ることが必要であると述べております。この基本指針を踏まえて、弥富市では策定委員会の構成など含めて、どのようなスケジュールで策定が行われるのでしょうか、お尋ねをいたします。

- 議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。
- 介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） 安井議員の御質問にお答えいたします。

平成24年度から平成26年度までを期間といたしております第5期の介護保険事業計画等の策定につきましては、来年度、新たに高齢者の方の状況等やニーズを的確に把握することを

目的といたしまして、アンケートの実施を予定してございます。また、パブリックコメント等も実施いたしまして、その内容等を踏まえまして介護保険事業計画等の策定委員会の方にお諮りをいたしまして、計画の方向性を見出していきたいと考えてございます。お尋ねになりました策定委員の構成につきましては、15名の委員さんを予定してございます。市議会、地域包括支援センター、医師会、歯科医師会、民生委員会、福寿会、シルバー人材センター、被保険者の代表の方、社会福祉協議会、介護サービス事業者の代表の方、それと女性の会、ボランティア等の団体の方の予定をしてございます。いずれの委員の皆様におきましても、御自身が介護保険料をお支払いの方になってございますので、直接的に、また間接的に高齢者なり、要介護者の方とかかわりを持ってみえますので、介護保険事業計画につきましてもいろいろな御意見をお持ちかと思いますが、その意見をお聞きしまして介護計画の策定をしたいと考えてございます。

スケジュールでございますけれども、4月に入りましたら委員の方に委嘱状の交付をいたしまして、業者の選定をした後に策定委員会の方を2回から3回開催いたしまして、介護保険料の基準額を定めていただきまして、3月の議会に諮らせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 第4期の介護保険事業計画の中にもメンバーは15名となっております。それで、厚労省も言っておりますが、今の御説明あったメンバーは、どちらかというといろんな団体の長という方が多うございました。だから、公募による例えば認知症の方を介護していらっしゃる家族の方、介護を施す方と、介護を受けて、また自分が介護している方の気持ちというのは随分違うと思うんです。私も実際家庭で認知症の父親を介護したことがございますが、本当に大変な状態だと思います。そういう市民の目線に立って、介護を実際にしていらっしゃる方たちの声が反映できるような、公募ということも含めて、ぜひそういうメンバーで弥富市の第5期の策定計画がつくられることを、私はそれが必要ではないかと思いますが、一度御検討をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

直接介護の問題点とか抱えてみえる方を委員に選出するお話でございましたけれども、先ほど申しましたように、被保険者の代表者の方とかいろいろ考えてございますので、そういった方も直接携わってみえますので、公募等を考えずに、このメンバーでということで今のところは考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） できるだけ市民の皆さんの、実際介護していらっしゃる、介護を受

けている方もそうなんですが、目線に立って、できるだけ実態が反映できるようなやり方ということに御配慮をいただきたいと思います。

では、次に移ります。

第5期の介護保険料につきまして、厚労省は全国平均で5,000円、ないし5,200円を超える値上げの見込みだと新聞等でも発表されております。弥富市ではどのような試算がされておりますでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

団塊の世代の方が65歳以上の高齢者世代に差しかかっております現状におきましては、平成12年度では3.6兆円であった介護費用につきましても、平成22年度につきましては7.9兆円と2倍を超える水準となっております。今後も介護費用は上昇が見込まれてございますが、このような介護費用の増大とともに、介護保険料につきましても上昇を続けてございます。全国平均の高齢者1人当たりの月額保険料を調べますと、第4期の事業計画の方では4,160円でありましたのに、議員が言われましたように、第5期には5,000円を超える見込みも示されてございます。このまま高齢化が進みますと、団塊の世代の方が75歳以上となります平成39年度の介護費用につきましては、19兆から23兆円と膨張することが推計されてございまして、高齢者の負担する介護保険料につきましては、現在の倍程度からそれ以上の見込みが示されてございます。御質問にございました第5期の介護保険料についてでございますけれども、第4期の介護事業計画の問題点等も踏まえまして、人口の推移、要支援・要介護者の人数の推移、施設整備状況、地域支援事業の実施状況等、また給付費の見込み等を検討いたしまして、保険事業計画の策定委員会の方に諮ってまいりたいと考えてございます。いずれにいたしましても、高齢化が急速に進展する中、サービスの質の確保と向上を図りながら、給付と負担のバランスも図っていくことが大事と思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 私は、介護保険制度そのものについても大きな見直しが必要なんではないかというふうに考えております。それで、今回の第5期の計画におきましては、できるだけ負担増にならないように、次の3点についての対応を求めたいと思います。

まず1点目、介護保険に対する国の負担が今25%になっております。介護保険施行前は50%国が負担をしておりました。これは、全国市長会なども長年国の方へ求めているものでございますが、以前にも増して国に強く求めていただきたいと思います。市長の御見解をお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

- 市長（服部彰文君） 安井議員の介護に関する財源の問題でございますけれども、御承知のように財源は、半分は40歳以上から64歳、そして65歳以上の方で半分をいわゆる介護保険料という形でお支払いいただく。そしてまた、公の負担という形では、先ほど議員がお示したとおり、国の方の負担が25%、県が12.5、そして私ども市町村が12.5という形になっております。

この財源という状況の中で、では国に財源があるのかというのが一つ考えていかなきゃならない問題かなあというふうにも思うわけでございますけれども、御承知のように、社会保障費全体的には今係る給付というのは約17兆円と言われております。あるいは、そういった中で調整等を目的とするその財源は7兆円しかない。10兆円という大きな差があるわけでございます。そういう状況の中を国債を発行し、そしてあてがっていくというのが、今、国の財源のあり方ではないかなあというふうに思っております。この財源のあり方をどのようにという中で、公費の負担、公費の負担という形で求めていった場合には、少しモラル的な問題等も発生してくるかなと。だから、給付の基本は保険料の中で吸収していくということが基本だと思います。しかしながら、それでできない人が数多くお見えになるわけでございます。これは国の負担でやるべきだというふうに私も思っております。御承知のように、小泉内閣の三位一体改革で社会保障費が毎年毎年削減されてきたわけでございます。足りないところは後で税で補てんすればいいという、いわば安易な考え方がずうっと続いてきた。そして、こういうような状況になってきたことは議員御承知のとおりでございます。もう一度社会保障全体、例えば医療であるとか、あるいは介護であるとか、年金であるとか、この公の負担というところについて、多くは50%近く持っているわけでございますけれども、財源がないという状況のバランスが大きく崩れている。そういう中で給付と保険料とのあり方について、もう一度徹底的に国の方で含めて議論すべきであろうと思っております。私たち12.5%の介護保険の負担ということにも、これは一定の市の負担という形で責任を負っていくわけでございますけれども、大変厳しい財政状況でございます。国の方に再度負担を求めることはもちろんでございますけれども、大きく枠組みを考え直すということが私はもっと根本的な問題だろうと思っております。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君） 安井議員、発言中ですが、ここで休憩をしたいと思います、よろしいか。
- 11番（安井光子君） はい。
- 議長（伊藤正信君） では、暫時休憩をいたします。再開は2時15分といたしますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時04分 休憩

午後 2 時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤正信君） では、休憩を閉じまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

安井議員、質問を続けてください。

○ 1 1 番（安井光子君） 市長に御答弁いただきましたが、これからの高齢化社会を迎えて、サービスがふえればふえるほど介護保険料が上がっていくこの仕組みを何とかしなければ、もう日本の介護保険制度は破綻になるのではないかと思います。それで、お金持ちの人はほとんど介護を受けられるが、お金のない方、この方が大変今ふえているんですが、こういう人は介護の枠から外されて大変なことになってくると思います。

私が考えますのは、国に負担を求めることは真っ先に要求していかなければならないと思います。皆さんの中には、国も財政的に大変だ、お金がないから仕方がないんじゃないのという御意見もございますが、今の国の政策は、自公政権から引き継いだ民主政権も、福祉の切り捨て、そして大企業、大金持ちには優先の政治を行っております。大企業の内部留保は今や240兆円にも上ると新聞等で報道されております。企業が日本の国の発展のためにそのお金の例えば 1 兆円を吐き出せば、若者の雇用を十分保障することもできますし、日本経済を活性化させていく一つにもなるのではないかと思いますし、国保なんかでも保険料を払う方がだんだん収入が減って保険料を払うことができないとか、こういう状況も解消されていくのではないかと私は考えます。おまけに、法人税は 5 % 引き下げるということも国の方は言っております。数々の日本の企業には優遇税制が施されています。本当に貧富の格差が広がっている中で、市民の目線に立った介護保険制度の中身を市でも十分検討していかないといけない時期に来ていると私は思います。

では、次の質問に移ります。二つ目でございますが、市町村が独自で行うことができる介護保険の段階を、所得に応じて現行の 6 段階から10段階などへの区分を多くすることを提案します。

弥富市の保険料は、上限が200万円になっております。800万円や1,000万を超える所得金額の人も同じ保険負担になっております。保険料率倍率は、弥富市では第 1 段階では基準額の 0.5 倍、第 6 段階は基準額の 1.5 倍で、第 1 と第 6 段階の倍率は 3 倍でございます。ほかの自治体を見ても、津島市では12段階、所得金額は上限が1,000万以上となっております。名古屋市では 9 段階、上限が700万円以上、東京の方を見ても、武蔵野市では14段階、渋谷区では10段階になっておりますし、保険料の負担割合の比率が0.4倍から2.25倍と、低所得者には低く、高額所得の人には高く設定されております。保険料の段階を所得に応じて区分を多くすることと、所得の低い人の保険料率を下げ、高額所得者の保険料率を引き上げを求めます。この点につきまして、市の御見解をお尋ねします。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

今御質問がございました保険料の支払いの困難な低所得者の方に対しましては、負担を軽減するとともに、収納率の向上を図るためには、所得のある方に応分の負担を求めることが適切ではないかと考えてございますが、そのためには多段階での対応が必要とは思っております。しかしながら、所得の多い方につきましても、所得の種類につきましては公的年金の受給者がほとんどでございますので、高齢者の医療保険料についても同様に上昇が見込まれることから、介護保険料の水準が過重なものとならないような配慮も必要かとは考えております。御質問にございました多段階の設定につきましては、愛知県下でもたくさん採用されてございますので、今後審査会の方に諮っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 次の問題に移ります。

厚生労働省は、保険料の急激な上昇を抑制するため、都道府県は12年度に限って財政安定化基金の一部を取り崩すことができると言っております。県にため込まれている財政安定化基金や市の準備基金を取り崩し、極力介護保険料の引き上げを行わないように求めたいと思いますが、この点いかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

都道府県の方に設置されてございます財政安定化基金につきましては、都道府県の方が一部を拠出者に返還することが適切と判断した場合には、基金規模を縮小できるような見直しをなさいということで会計検査院からも指摘をされておりますので、愛知県の方も保険料の軽減のために財政安定化基金を取り崩すものとして考えてございます。

市の方の介護給付費の準備基金につきましては、平成21年度末残高といたしまして1億2,782万円積み立てがございますけれども、今年度、保険給付費の支払いが一月1億6,000万円を超える月もございますので、平成22年度の繰入額といたしましては5,516万5,000円を見込んでございまして、今年度末の状況は7,265万円の残高予定としてございます。それで、23年度の当初予算につきましても6,405万3,000円の繰り入れを予定してございますので、平成23年度末といたしましては860万円ほどになるんじゃないかという見通しでございます。このように保険給付の逼迫した状況等に備える基金の目的もございまして、第5期の保険料の算定につきましては、残高を適切に把握しながら保険料の設定をいたしまして、選定委員会の方にこれも諮ってまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

- 11番（安井光子君） 次の問題に移ります。介護保険料、利用料の低所得者減免の改善と周知について質問をいたします。

今、年金の低い高齢者は、年金は下げられるし、保険料は天引きされる。負担が多い。青息吐息の暮らしと悲鳴が上がっております。低所得者の減免については、内規で特別理由により市長が認めた場合、保険料の減免を定めております。申請月の前3ヵ月における収入金額の平均が生活保護法に規定する基準生活費の1.1倍未満の世帯に属する者は保険料額の半分にする。利用料については、同じく基準生活費以下の世帯の者は給付費の100分の95、すなわち利用料を本人負担の半額にする、このように定めております。

では、質問をさせていただきます。

皆さんの御努力で、弥富市の介護保険減免制度はほかの市町に比べてもすぐれた内容になっていると思います。せっかく内規がつくられておりますのに、保険料の減免を受けた方は4名、金額は4万400円、これは2009年の実績でございます。利用料の減免を受けた人は、この内規では一人もございません。このように伺っております。このようになっている原因は、利用者がおられないのではなく、市民の皆さんに周知がされていないことが一番の原因ではないでしょうか。

まず私の提案ですが、ケアマネジャーさんや介護職員の皆さんに市の減免制度をよく理解していただき、介護に携わる方、介護を受ける必要な方に申請を勧めていただくことが必要かと考えますが、いかがでしょうか。それから、広報で知らせる場合でも、生活保護法で規定する基準生活費が幾らなのか、高齢者の方にはわかりづらいという声がございます。こういった場合こうなりますよとか、具体的な条件をつけて具体的に書いていただくとよいかと思いますが、この点いかがでしょうか、お尋ねいたします。

- 議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。
- 介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

安井議員が申されましたように、減免申請の実績につきましては、平成21年度に保険料の減免の方で4件の申請がございまして、22年度はございませんでした。利用料の方につきましても、21年度、22年度とも申請がない状況でございましたので、今後は、議員が言われましたように、ケアマネジャー等が集まる、介護保険事業所の集まる会議が月2回ほどございますので、そういった場所での減免制度の説明をいたしまして、周知に努めたいと考えてございます。

また、広報等で基準額等の明示がどうかというお話でございましたけれども、そちらの方につきましては、生活保護法で決めてございます生活基準費につきましては事細かく定められてございますので、一人一人、ケース・バイ・ケースで違ってくると考えております。ですので、まず自分が該当するかどうか判断に迷われましたら、電話でも結構ですので御相談

をいただいて、そのようにさせていただきたいと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 時間の関係で、次の問題は委員会等で質問をさせていただきます。

次に移ります。介護保険関連法改定案についてでございます。

政府が閣議決定した改定案は、自公政権が強行してきました要支援者へのサービス切り下げを一層進めるものになっております。要支援者のサービスが、市町村の判断で現在の予防給付から新設の介護予防日常生活支援総合事業に置きかえられた場合、現行のサービス水準が維持される保証はないと言われております。現在の予防給付の訪問・通所介護には全国一律の基準がございますし、サービスの内容、介護職員の資格や人数、施設整備、事業者への報酬は利用率1割に決まっております。それに対して新設される総合事業は、サービス費基準などが市町村任せの地域支援事業の中につくられ、国が示す基準は最低限にする。これは厚労省の振興課の方針であると言われております。介護保険財政から2%以内で財源は出ますものの、サービスの質が低下し、利用率が高くなるおそれがあると言われております。総合事業には配食や見守りが組み込まれております。弥富市の配食サービスは別でございますが、専門のホームヘルパーによる調理などの生活援助を配食で十分として、要支援から取り上げるといことも懸念されております。

ちなみに、弥富市の要支援認定者は、全体の認定者の33%から35%になっております。約3分の1でございます。要支援1・2の方のお話を聞いてみますと、腰の圧迫骨折で1週間に2回ヘルパーさんに来ていただいてお掃除をしていただいたり、それから買い物に行っていただいたり、本当に助かっているんですけど、これが介護保険から外されると私たちは毎日の暮らしがやっていけない、生きていけない、本当にこれはやめてほしい、こういう声をいただいております。この法律案は、2012年4月から実施を目指して今国会に出されようとしております。要支援者の軽度者を介護給付から外さないように、市長会や課長会を通じて国や県に意見を出されることを求めたいと思います。市の御見解を伺います。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

議員の言われますように、改定案でございます総合事業につきましては、その事業の内容について、介護保険サービスや配食、見守りといった日常生活支援サービスを総合的に実施ができる事業で、事業の導入につきましては、議員が言われますように市の判断にゆだねるとなっております。各利用者が介護保険の予防給付の方が総合事業のどちらを利用するかにつきましては、市の方でございます地域包括支援センターが、利用者の状況等や本人さんの意向をお聞きしまして、どちらが適切か判断されて選択ということになると思っております。

す。冒頭に議員が言われましたように、この改正案につきましては、3月11日に閣議決定をした後に提出と聞いておりますので、現在法律の成立前でございますので、詳細についてはしばらく不明な点も多いこともありまして、見守っていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 全国の介護者団体とかそういうところの勉強会なんかにも参加しておりますが、本当にこのことが行われたらサービスがどんどん削られていくんじゃないか。財政的な裏づけもないもんですから、市町村の判断に任せるとするのは、市町村に財政負担を背負わすということになりますし、財政が厳しい市町村の状況から見まして、非常にサービスが低下していくことが懸念されます。今課長の御答弁でございましたが、市長会などを通じて国の方へもぜひ意見を上げていただきたいと思いますと思いますが、市長、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 介護の要支援の方に対する課題でございますけれども、今、弥富市は、要支援1・2、そして要介護1から5の段階で介護認定をしていただいている方が1,300名を超える状況になってきております。そして、今安井議員がおっしゃるように、その3分の1近くが要支援1・2の段階であるという状況でございます。全体の給付も2億円を超えるような状況になってきまして、介護の財源というのが大変厳しい状況にあることは皆さんも御承知のとおりでございます。先ほども答弁させていただきましたけれども、市の役割はしっかりとやっていくということが前提でございますけれども、社会保障全体の財源がないということに対して、国への支援を求めるものでございます。

また、要支援の方に対する今後のサービスのあり方についてでございますけれども、昨年の12月に改正自立支援法がございまして、その一番の根本はどういうことかと申しますと、サービスの利用における負担義務ということではなくて、いわゆる支払い能力に応じた負担義務をやっていこうじゃないかということでございました。そういうようなことを一つの前提条件といたしまして、この要支援に対するサービスのあり方というのは、我々は今度の第5期の介護保険の新しい策定に対して生かしていけないかなあということも思っているわけでございます。そういう状況の中で、要支援の方におきましては介護が進まない努力もしていただきたい。それは地域包括支援センターであるとか、あるいは市内各所にあるデイサービスのたぐいの施設、こういったところに出かけていただいて、皆さんでいろんな形で会談をしていただき、楽しんでいただき、そういうような中で介護が進まないようなお考えも家族とともにしていただきたいと言えらるかと思います。いずれにいたしましても、要支援に対するサービスが悪くならないような形で我々行政も考えていきたいと思っております。

ます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○ 11 番（安井光子君） では、次に移ります。

特養ホームの待機者が全国で42万人余り、弥富市では昨年秋の自治体キャラバンの資料では、2010年9月現在、待機者は320人となっております。待機者の解消をどのように進めようとしておられるのか、特養の建設や増設についてどんな計画があるのか、お尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

現在、市内には2カ所の特別養護老人ホームがございますけれども、そのうちの一つ、弥富福祉会館中の郷さんの現在の駐車場用地の方で増床の計画を検討しておると聞いてございます。入所待機者の解消につきましては、事業所の参入を期待いたしまして、その環境整備に努める必要があると考えますが、なお特別養護老人ホームの建設等の整備につきましては、海部圏域の医療福祉推進会議の方に諮る必要がありまして、地域間調整も必要となってまいりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○ 11 番（安井光子君） 時間が迫ってまいりました。次の6番の問題については削除させていただきます。次の機会に質問いたします。

二つ目の問題に移ります。新保育制度、これは案でございますが、子ども・子育て新システムについてでございます。

厚労省の社会保障審議会少子化対策特別部会は、2009年2月24日、保育制度改革の枠組みを示した第1次報告を公表しました。特別部会には保育関係者が参加しておらず、専門家でない委員は厚労省案にすぐに賛成したと言われておりますが、事業団体や全国保育関係者の多くは反対されたそうでございます。それで、改革の根幹にかかわる部分をあいまいにして、今後の検討課題として何とか公表にこぎつけたと言われております。私は、きょうパネルで説明をさせていただきます。パネルは、市民の皆さんに御理解いただくための小集会用につくったものでございます。このパネルのイラストは、フリージャーナリストであり、保育園の保護者であります猪熊さんのイラストを参考にさせていただきました。御了承いただきたいと思います。

幼稚園・保育所を一体化する子ども・子育て新システム、こども園といいますが、これは今までの公的保育制度とどのように違うのか、四つの問題点で明らかにしていきたいと思えます。

まず第1は、現在の保育制度では、保育所を新設する場合、都道府県に認可の申請をしな

ければなりません。しかし、新しい制度の目的の一つに、待機児童をなくすという名目がございます。その名目で保育所の数をふやすことがあります。そのため新たに指定制度が導入され、ある一定の基準を満たしてさえいれば都道府県に申請の必要がなく、参入も撤退も自由ということになります。

指定基準が緩和されますと、保育水準が今より低下することが考えられます。例えば2008年にエムケイグループが運営する保育所が倒産した事件で、補助金を受け取った後に倒産されております。保育所への補助金の使い道の制限がなくなるために、別事業に流用されるおそれもあると言われております。

次でございます。現在の保育制度は、保育を必要とする子供の保育を国と地方自治体が責任を持って保障することにあります。新しい制度では市町村の保育実施義務はなくなり、市町村が保育が必要かどうかを全国一律の基準で判断する認定だけを行います。保護者が自分でこども園、保育園を探して直接契約することになるため、公的責任が後退します。介護保険の仕組みが取り入れられております。認定を受けた子供がこども園に入れないのは契約上のミスマッチとして扱われ、公的責任はなく、保護者の自己責任で対処すべき問題となります。

3番目の問題点でございます。現行の保育制度は、保護者の収入に応じて時間単位の保育料の額が決まる応能負担で、所得が低くても、必要な時間、安心して保育を受けることができます。新しい制度では給付の内容が時間単位の個人給付となり、保育料も応益負担となります。こども園が利用できたときに初めて市町村から補助金が支給されます。認定時間以上の延長料金や土曜日の利用は補助金が出ないので、自己負担になるとと言われております。所得の低い世帯や障害のある子供の受け入れが難しくなる可能性があると言われております。

4番目の問題です。現在の保育制度は、弥富市では九つの公立保育所がございます。市の責任で保育が行われております。国で定めている最低基準に沿って、よりよい保育水準が確保されておりますし、市の責任で保育所運営費の保障がきちんとなされております。しかし、新しい制度では、保護者の勤務時間によって認定された保育時間がそれぞれ異なるため、こども園の運営が不安定になります。保育者同士のつながりや、職員同士の連絡引き継ぎも複雑になってまいります。行事もスムーズにできなくなると言われます。直接契約になれば、今まで市がつくっていた書類もすべてこども園、新しい保育園ごとに処理しなければなりません。保育料の徴収も、こども園が行うことになると言われております。保育士などの労働条件も悪くなり、非常勤化が進み、保育の質の低下が懸念されております。

以上のことから、新システムは保育に対する国と地方自治体の責任を後退させ、格差拡大と保育水準の引き下げ、子供と親に負担を押しつけるものだと考えます。この新システムの検討はストップすべきではないかと考えますが、市の御見解を伺います。

○議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） では、失礼させていただきます。

安井議員から、子ども・子育て新システムについての懸念される問題点が指摘されました。国はワーキングチームをつくって、保育園団体と幼稚園団体から届いた意見も取り入れながら、今システムの大枠を検討しているところでございます。そうした中、弥富市では日々の保育所運営におきましては待機児童が出ないように努め、一方では、よりよい保育の質を保つために保育所の増改築を計画したり、保育士の資質向上に努めているところであります。市としては、このような弥富市のすぐれているところが低下しないように今後とも保育行政を進めていきます。今の保育行政を維持していくために、市長会などの場でも他市の市長との意見交換をしながら、国の子ども・子育て新システム案の制度設計を慎重に検討し、必要に応じて国に対して市町村の状況や考えを発言していくことも必要だと考えております。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 弥富市の保育行政は、子供たちが健やかに成長する権利と保護者の就労権を同時に保障するために、市や保育関係者、市民の皆さんに支えられてこれまで保育にかかわる諸条件が整備され、保育内容も充実されてまいりました。新システムは、憲法や児童福祉法に基づく現行制度を壊そうとしております。今、全国各地で新システムの本質を知った保護者や保育関係者が、新システム反対の声を上げ始めております。現行の保育制度の拡充や新システム反対を求める意見書が31都道府県議会で可決されております。政令市や東京特別区、市町村の議会を含めると150議会を超えております。弥富市として、新システムの撤退、国が削った保育所運営費などももとに戻すことや、最低基準の引き上げ等々、国に対して要望すべきではないかと思えます。市の御意見をもう一度求めたいと思えます。市長、お願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げますけれども、この幼保一体化新システムでの議論が最近されておるわけでございますけれども、これは保育所の立場、そして幼稚園の立場、それぞれがいろんな形で意見の交換がされておるわけでございますけれども、我々としては、一つは行政コストの中での保育所の運営になっておるわけでございます。こういったことも、新システムの中には意見としていいものがあれば採用していかなくやいかんと思っておるわけでございます。しかしながら、まだまだ議論の途中でございます。余り先走った御返事は申し上げられないのが現状ではないかなあと思っております。いずれにいたしましても、保育料の問題につきましては施政方針演説の中で話をさせていただきました。平成23年度におきましても保育料につきましては据え置くという形で、弥富市としては15年の連続的な形で保育料を改正しないということになっております。しかしながら、先ほど言い

ましたように、行政コストでは歳入・歳出のバランスが大きく崩れていることも事実でございます。現状としては8億円が市の持ち出しというような状況の中で保育所の運営をしているような現状でございますので、23年度において検討委員会を立ち上げ、一度検討していただきたいということがございます。行政コストのあり方と幼保一体化ということについては、真剣に我々としても議論しなきゃいかんというふうに思っております。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 私たちといたしまして、また保護者の立場といたしまして、今のすばらしい弥富市の公的保育行政の維持・発展ということに力を尽くしていただきたいと考えております。今市長が言われた内容もございますが、それについては改善できる点は改善していかなければいけないんじゃないかと考えます。あわせて、弥富市議会といたしまして、も政府への意見書を提出する御検討をいただきたいと要望いたしまして、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤正信君） 次に立松新治議員、お願いします。

○8番（立松新治君） 8番 立松新治、通告に従い、鳥インフルエンザ関連について2点お尋ねします。

まず1点目は、鳥インフルエンザ対策について聞きます。

高病原性鳥インフルエンザウイルスの本来の宿主であるカモやツルなどの野鳥でインフルエンザのウイルスが全国的に確認され、鶏への被害をもとめる気配が見られない。ことしに入って2月18日に6件、18農場で鶏がインフルエンザに感染し、約136万羽の鶏が殺処分され、多大な被害をこうむっています。宮崎県では2月に入って鶏のインフルエンザ感染がとまらず、2月18日現在で12農場、約95万羽が殺処分された。さらに、愛知県内でも2例目として新城市で名古屋コーチン最大手の関連農場で発生をし、名古屋コーチンの種鶏や種卵、初生びなも処分対象になり、卵は43万個、ひなは5万4,000羽、名古屋コーチンの7割を生産する最大手で県特産の名古屋コーチンが品薄となる可能性もあり、新たに和歌山県紀の川市でも、そして隣の三重県紀宝町でも発生をし、6万7,000羽が殺処分されました。その10日後、2月26日に弥富市に最も近い南伊勢町で同じく鳥インフルエンザが発症し、自衛隊への災害派遣を要請し、200人態勢で行う26万羽の殺処分が行われましたが、その社長のコメントでは、窓をなくし、気密性を高め、通気も網目が2センチの金網でふさいで、周りに消石灰をまき、鶏舎出入りのときには作業着や長靴をかえ、やれることは全部やったが、わずかなすき間があり、ネズミが入ったとしか考えられないと。これ以上どうしたらいいかと肩を落としたと報道されましたが、その後も宮崎でも発症したと報道され、どこでも発症が危惧されております。また、この大震災の中、3月13日、千葉県でも確認され、全国23例目となり、3万5,000羽の殺処分を行い、またこの千葉県は全国第2位の生産県で、不安がよ

ぎりました。また、自治体も感染を想定し、独自策を打ち出し、インフルエンザ発生に備えた自治体の取り組みも一部では始まりました。

このように太平洋側に多く発生したのには、日本海側が豪雪で太平洋側に移動した渡り鳥から感染した可能性が高いとの見方を改めて京都産業大鳥インフルエンザ研究センター長が示し、渡り鳥が北へ帰る5月上旬まで警戒が必要と指摘しているとのことですが、当市では何戸の養鶏家があり、何羽飼養されて、また半径10キロ以内に何戸で何羽いるのか、お聞かせください。

○議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） それでは、お答えさせていただきます。

先ほどの質問でございますが、弥富市内には3戸の養鶏農家がございます。約3万2,500羽でございます。なお、弥富市で発生した場合でございますが、半径10キロメートル以内の農家戸数と飼養数でございますが、まず鳥ヶ地で発生した場合については9戸でございます。飼養羽数といたしましては8万2,762羽。続きまして、稲元地区で発生した場合でございますが8戸でございます。6万3,014羽でございます。それから、鍋田地区において発生した場合につきましては3戸でございます。飼養羽数は2万5,834羽でございます。なお、すべて海部管内でございまして、三重県での該当する養鶏農家はございません。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 立松議員。

○8番（立松新治君） 実は私も過去には採卵鶏2万5,000羽を飼っていたため、本当に人ごととは思えません。自分の子供と思う気持ちでいっぱいであります。そこで、簡単に高病原性鳥インフルエンザとはどういう病気を説明したいと思います。

我が国でも2004年以降頻発し、高病原性と低病原性に分かれます。問題となるのは、その高病原性ウイルスH5型かH7型に限られています。発症すると、発生農場のみならず、養鶏産業全体においても多大な被害が生じます。さらに、近年、H5N1アジア型ウイルスに代表されるように、人への感染も危惧されています。また、世界でも1983年、米国に始まり、2005年には30カ国以上で感染が確認されています。輸入鳥類、渡り鳥、肉、卵の輸入によって、また人の移動により侵入が疑われていますが、はっきりしません。病気の症状は、とさか、肉ぜんのチアノーゼ、出血、顔面のはれ、沈うつ状態、産卵低下または停止、神経症状、下痢等、そして高い死亡率などです。そんなときには家畜保健所への疑いの届け出が義務づけられていますが、その対策を7点ほど。

一つ、人・車等の進入の制限、二つ、野鳥・野生動物の侵入の防止、三つ、飲料水・飼料の汚染による侵入の防止、四つ、鶏舎内外の整理・整頓・清掃、五つ、鶏の健康管理及び取り扱い、六つ、鶏ふんの処理方法、七つ、インフルエンザに対する経営者の理解と教育。そんな中で鶏舎また農場の出入り口で車両の消毒、人の消毒、そして2センチメートル以下の

網目の防鳥ネットを上からゆったりと垂らすように張りめぐらしたり、ネズミの侵入防止や駆除をしたり、内外の清掃をして飲料水の消毒管理、病気の対策など、一般管理のほかに大変な努力をしながら、物価の優等生になりたくないのに、優等生として努力されています。当市としては、鳥インフルエンザの対策、そして当市には弥富野鳥園がありますが、野鳥園との連携も含めてお答えください。

○議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） それでは、最初に市の対策といたしましては、先ほど言いましたように3軒の養鶏農家がございます、消石灰20キロ入りを各10袋、自己防衛として使用していただくよう配付させていただいております。また、もし万が一インフルエンザが発生した場合におきましては、前回の全協でも副市長の方より説明がございましたように、愛知県は防疫作業が実施されます。これによりまして150人態勢をとられると聞いております。なお、弥富市へも30人ほどの協力要請がございます。市としましては、発生農場への防疫措置等を協力、また支援をして、市職員といたしましても24時間態勢をとって、各課へ協力依頼をしている段階でございます。また、防疫服につきましては県より貸与されますが、市といたしましても、ないことを祈っておりますが、もしものときに備えまして防疫服を30個ほど購入する予定でございます。

また、各地域において鶏、野鳥等が大量に死んでいる場合につきましては、市の農政課、環境課において対応させていただきますが、窓口は愛知県となっております。愛知県におきましても、鶏につきましては愛知県海部農林水産事務所農政課、野鳥につきましては海部県民センターの環境保全課で窓口となっております。なお、検査につきましては、先ほど議員が言われましたように、家畜保健衛生所にて簡易の検査を行っております。

続きまして、野鳥園との連携でございますが、特に連携的なものはございませんが、野鳥園は県の施設であり、野鳥の観察が基本でございます。したがって、ふん等の付着が鳥インフルエンザの原因になりかねませんので、対策といたしましては、関係者及び来場者に靴等の消毒を行っているというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 立松議員。

○8番（立松新治君） 野鳥園とのかかわりをあまり持っていないという答弁でしたが、もし出たときに野鳥園さんはどんな対策をされるか、わかっていたら聞かせてください。

○議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 今の御質問でございますが、先ほど説明させていただきましたように、野鳥に関しましては愛知県の県民センターの環境保全課の方で対応しておりますので、そちらの方と連絡を取りながら行っていきたくておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 立松議員。

○8番（立松新治君） 少し不満ですが、予防を中心に対策指導を今後も強く進めていっていただきたいと思います。

また、鶏インフルエンザ殺処分の補償を8割から10割への手当金について、家畜伝染病予防法改正案をめぐって関係者の意見を踏まえ、対処していかななくてはならないと、鹿野道彦農林大臣は前向きに検討すると考えを示したとありますが、8割は750円、10割でも940円ぐらいと思いますが、実際はこの2倍以上の金額が再建するには必要です。というのは、ひなから6ヵ月で産卵開始、その後、約1年で廃鶏として処分して、年4回から6回に分けてひなを導入して経営を行っています。卵を1キログラム生産するのに、えさを約3キロ前後で卵にかえることができるように品種改良が進んでいます。体重2キロぐらいの鶏が年間で約16キロぐらいの卵を産むことができますが、卵の自給率は98%ぐらいですが、そのえさの98%が輸入の穀類に頼っているという現状があります。本当の意味での自給率はゼロと言われていますが、ほかの畜産、牛、豚も同じような傾向であります。畜産では牛のBSE、そして牛、豚の口蹄疫。現在は、隣の韓国では前年の肉の価格が1キロ460円ぐらいと2倍近い水準で、口蹄疫の被害で供給量が約4割減、そして3割以上が現在殺処分され、全国の7割以上の地区に発症が見られ、輸入促進策で25%の関税を撤廃しての策が講じられていますが、今この口蹄疫の2次問題が心配されています。というのは、韓国で4,500ヵ所以上もの土の中に埋めた牛・豚による地下水などの環境問題です。日本も、もしそうなったら同じような問題が生じるのではないかなと。また、これは韓国の産業、畜産産業の今後の問題でもあると思います。そして、日本国内の鳥インフルエンザは、次はどんな動物にどんな病気が発症するのか心配されます。そんなことのないことを祈って2点目に移ります。

次に、鳥獣害対策について。

今、猿、イノシシ、シカ、ヌートリア、鳥類等、いろいろあると思いますが、当市では鳥類の被害が最も多いのではないかなと思っております。特に鳥インフルエンザの要因とも言われておるカモ、そしてカラス、スズメ、モズなどと思われませんが、今出たばかりの麦の芽の採食、そして麦が実ったところに食べられ、もうすぐ6月ごろには麦も収穫時に入るわけですが、麦畑が実ってきたら、麦畑を一遍見てやってください。というのは、麦畑の縁に折れた、麦があるわけです。本当にぽきっと折れて、下へ畑に下がっている。これは、スズメがとまって、落ちて、下へ拾って食う。それが、ずうっと周りにぐるっとなっっているはずで。それで、その上にカモがずうっとのたくって行って、すすっていくというようなことがあります。そんな中で今、米の苗の採食、またカラスなどの遊びなどで被害面積も増加していると言われているが、その現況と今行われている対策をお聞かせください。

○議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

- 開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） それでは、お答えさせていただきます。

市といたしましては、毎年、麦・水稻の苗等の被害面積がふえております。なお、苗につきましては植え直すところもあるというふうに聞いております。有害鳥獣駆除を海部南部猟友会に委託して、駆除していただいておりますのが現状でございます。また、自己対策といたしましては、ピストルによる雷管撃ちでございます。それとロケット花火、さらには爆竹等により対応しております。さらには、弥富市鳥獣被害対策連絡協議会において農産物の鳥獣害対策研修会を開き、そこでは講師を招きまして協議、検討会も行っております。今後といたしましては、鳥獣被害対策補助金を交付していただきますよう、国・県へ要望してまいりたいと考えております。以上でございます

- 議長（伊藤正信君） 立松議員。

- 8番（立松新治君） 検討していただけるというようなことで、被害は、再度植え直しても、何度も同じ場所が被害を食うというようなことが言われております。そんなことを踏まえまして、引き続き現況を見据えながら対策を進めてくださることをお願いして、質問を終わります。

- 議長（伊藤正信君） ここで暫時休憩をいたします。再開は3時20分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時12分 休憩

午後3時21分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続き会議を行います。

次に佐藤博議員、お願いします。

- 6番（佐藤 博君） 6番 佐藤博でございます。通告に従いまして質問したいと思います。

まず最初に、去る11日に発生した三陸沖大地震のために、一瞬のうちにとうとい命をなくされた犠牲者の方々に対して、心からお悔やみと御冥福をお祈り申し上げます。また、被災をこうむられた方々に対しましては、心からお見舞いを申し上げる次第であります。このたびのマグニチュード9.0という観測史上最大の驚くべき大地震であり、津波も最高10メートルと聞くにつれて、予想外の災害対策のあり方の難しさを痛感したのであります。伊勢湾台風を思い出しながら、改めて安全対策の重要性を認識し、今後とも安全なまちづくりに微力を傾注したいと思っております。けさほど市長から、弥富市におけるいろいろの行事の自粛と救援の検討が提案されておりまして、議会といたしましても、それぞれ義援金をみんなで出し合おうということできょう決めて、義援金を出したわけであります。これからも市民の皆さん方の御協力を最初をお願いしたいと思います。

さて、通告に従いまして、最初に市長職の基本的認識について御質問をしたいと思います。

昨今、日本の政治情勢は混沌としており、国民のための政治が行われているのかどうか、疑問を感じることがよく見受けられます。政治家のための政治なのか、政党のための政治なのか、与野党ともに政治は国民のためのものでなければならないという政治の原点が忘れられているのではないかと、国民の批判の目は日ごとに厳しさを増しております。

そのような現状の中で、特に今回、愛知県知事選挙、名古屋市長選挙、名古屋市議会の市民リコール投票のトリプル投票が行われまして、日本の民主政治の根幹に鋭いメスが入れたものであり、既存の政党政治では時代に即応した国民本位の政治改革はできないのではないかと無党派層が50%を上回り、県民・市民が既存政党にノーを突きつけた厳しい判断が示されたと受けとめるべきであります。まさに政治家の資質が問われることとなり、市民を目覚めさせた市民革命につながったということをかいま見る事ができたと思います。その結果、統一地方議会議員選挙等の候補者は、所属政党をめぐって大混乱が起きております。名古屋市議会議員の選挙の結果は、河村市長率いる「減税日本」が28人も当選をさせ第1党となり、公明党を除く既存政党はすべて大敗をしました。愛知県政、名古屋市政は恐らく大きな変革が予想され、愛知県政、名古屋市政にとどまることなく地域主権が叫ばれている現在、市町村にも大きく影響し、我が弥富市政においても、当然ながらお互いに時代に即応した市政改革を市長を初め議会側も真剣に考え、取り組まなければならないと考えております。このような現状について市長はどのように感じておられるのか、まず最初に承りたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答えを申し上げます。

愛知県政あるいは名古屋市政という形でのお話、また昨日行われました市議会議員選挙の結果、そんなことに対する基本的認識をどのように考えるかということでございますが、愛知から、そして名古屋から新しい波が大きくうねりが発せられておることは、私も承知しているところでございます。政治は、そのときそのときの流れの中で大きく変わることがあるわけでございます。新しく改善・改革ということもやはり必要であろうというふうに思っております。しかし、政治の長い歴史の中で見た場合には、既存政党という位置づけもまた大事な政党であろうと思っております。既存の政党の皆様におかれましても、党の理念、党の拘束、そして党の規律というものをいま一度しっかりと見詰め直していただき、国民のための政治、国民のために仕事をするということをどうか頑張ってくださいと思います。名古屋、愛知から発信された新しい地域政党におきましても、そのエネルギーは大きいものであるということは重々感じておるわけでございますけれども、今後の成り行きにつきましても注視していかなくちゃならない、そんな思いでございます。

私は、今回、愛知県知事選挙及び名古屋市長選挙等々の政令都市の選挙におきましては、

いずれにいたしましても、地方選挙といえども国のあり方、政権・与党のあり方に大きく左右されるというふうに思っているところでございます。佐藤議員御承知のごとく、新政権のマニフェスト問題、政治と金の問題、最近問われている社会保障と税の一体改革、あるいは当初予算に関する予算関係法案、いずれもこのような問題に対して解決できず、全く国民の信頼を裏切っているというように思っているところでございます。私たちは2年前の衆議院選挙において、大きく新政権に対して期待を持ったわけでございますけれども、少し裏切られている感があるわけでございます。そうした形においては、既存政党に対して県民・住民の皆様がノーをたたきつけたということにもなるわけでございますけれども、政権交代後、新政権がしっかりと国政を運営していただいておりますならば、私は今回の結果はまた違った方向で出てくるだろうというふうに思っております。今や解散をして、新しい国政選挙が必要であるという声も大きく盛り上がっていることも事実でございます。

そして、いま一つは、候補者のマニフェストが非常に明確であるということでございます。こちらに「日本一愛知の会」の大村秀章さんのマニフェストがございまして、これも今私は勉強させていただいておりますけれども、新しいマニフェストにおいては、県民税10%減税、平成の楽市楽座をつくっていくんだということが力強く言われておるわけでございます。楽市とは減税であり、楽座とは規制緩和であるというふうにこの中でおっしゃっているわけでございます。大変厳しい経済状況、あるいは先行きに対して大変不透明感がある現実でございます。減税という形で県民の民意が集まったと思っております。

新しい知事のマニフェストを勉強させていただいておりますが、まだわからないところも多々あります。愛知県市長会、あるいは県市懇談会の中でいろいろと新しい知事の考え方に触れていきたいと思っております。大きな変革ということではありますけれども、先ほど議員がおっしゃった革命的なものではまだないというふうにも思っているところでございます。私どもの弥富市議会議員の中でも新しい知事と非常にコンタクトをとれる議員がお見えになりますので、そういうことも私たちとしてはいろいろと御協力いただきながら、弥富についても一緒になって考えていきたいということは事実でございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 議会としても、私はまず弥富市議会基本条例を制定して、市長も議員もともに直接市民から選ばれるという民主政治の原点である二元代表性を尊重し、お互いに一人一人の議員が責任を自覚し、議会及び議員の活動の活性化と充実を図ることを提案しており、議長を中心に今後弥富市議会基本条例を議会で協議していただくことになっておるわけでありまして。

今回、河村市長の市長職としては、かなり強引とまで言われるような言動について、いろ

いろの評価がされております。常識とはいささかかけ離れたような行動であって、すべてよしとは考えられませんが、強力なリーダーを求める時代背景からして、個性的な市長職への期待の一面をかいま見ることもできたと思っております。今後の対応と市民の反応・評価が注目されているところであります。市長も今述べられたように、私は非常にこれから市民の関心は高まるということは感じております。今までも時代に即応したオンリーワン政策を私は提案してきました。また、古いしきたり、なれ合いなどマンネリ化に対する改革を提言したこともございます。残念ながらマンネリ化の域がなかなか脱し切れないむなしさを感じることもよくあります。また、市民の中には、市長がかわって弥富市政はどのように変わったか知りたいと尋ねられる方もあります。また、言葉だけが先行して、マンネリ化しているのではないかとの意見も耳にすることもあります。それは、地方主権が叫ばれている時代背景の中で、中央政治が変わらなければ地方主権は実現できないと、こういう中央追従型というか、中央依存型の考え方がある一方、地方から地方主権を実現させようと、地方でできるところから改革を実現し、地方が中央政治をリードしていこうと、こういう考え方もあったわけでありまして、これが結果として大村知事、河村市長の勝利となったと考えるべきであります。

そこで、まず名古屋市とは異なり、古いしきたりと新しい感覚が交錯しているこの弥富市においては唯一の執行権者である服部市長は、今後どのような考え方で市政を運営される考えか、また今答弁の中で大村新知事のマニフェスト等も勉強しておられるようでありますけれども、大村新知事が誕生した以上、弥富市の市政運営の大村知事との関係を今後どのように考えて対応されるのか、その点について市長の考え方を改めて承りたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

今後どのような市政運営をしていくかということでございますけれども、今いろいろとお話の中にもございましたけれども、まずは市民の声に対しては真摯にいろんな問題を受けとめさせていただきたい、そんな思いでございます。そうした中でしっかりと2期目をスタートさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。先日の市政運営方針の中でも述べさせていただきましたけれども、基本的な運営方針といたしましては、私の政治的なスタンスといたしましては、一つには市民と行政の協働によるまちづくりをしっかりとやっていきたい、いわば新しい公共という概念を実践していきたいということでございます。一つには、市民と情報を共有化した、公平で透明な市政の実践をしていきたいという考えでございます。もう一つには、最も重要かもしれませんけれども、行財政改革の推進と自主財源の確保に一生懸命努めていき、弥富市の発展につなげていきたいということでございます。そして、常日ごろ皆様にも、議員各位にも申し上げているところでございますけれども、職

員の意識改革をさらに進めていくということでございます。市民本位の行政運営に心がけ、市民の幸せづくりに貢献していきたい、そんな考えでございます。

また、新知事との関係をどのようにということでございますけれども、先ほどもお話をさせていただきましたが、愛知県市長会、あるいは県市懇談会の中でお近づきをいただき、いろんな私ども弥富市の問題を新しい知事の方にも御提案申し上げていきたいと思っておるわけでございます。しかし知事は、57市町村、37市の代表でございます。産業立国、農業立国愛知を力強く発展させていただきたいということは、私だけではございません。そういった意味において、強いリーダーシップを発揮していただきたいと思っております。先ほどもお話をさせていただきましたけれども、過去の経歴、あるいはマニフェストを一つ一つ勉強させていただいているところでございます。新しい知事は農林水産省の御出身であります。私どもの農業振興地域といたしまして、農村農業の基本的な問題といったことに対しては熟知をしていただいております。弥富市にとっても、その点も大いに期待をしたいところでございます。また、国会の衆議院議員のときには、厚生労働副大臣という大変な要職についてみえたわけでございます。マニフェストにも、高齢者福祉、あるいは障害者福祉の充実にはきめ細かく対応していくということをおっしゃっております。この公約に対しては、1年、4年ということではなくて、早期に実現をさせていただきたいということは、私たち地方自治を担う者にとっては喫緊の問題でございますので、よろしくお願いを申し上げます。以上、そのような形の中で機会あるごとに大村知事とお話をさせていただきながら、弥富市の問題、愛知と我々の共有化する問題について、一緒に考えていければ幸いに思っております。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 市長もかなり認識を新たにして、大変力強い答弁であったと思っております。

私は、弥富というこの町は、かつて国政・県政ともに太いパイプ、力強い協力関係にあったと信じております。今回、圧倒的な県民の期待によって大村知事が就任されたわけありますから、大村知事と太いパイプを持ち、大いに議論を交わし、弥富市の意見も十分述べ、それぞれお互いに意見を闘わせながら協力関係を構築していくことが重要であると考えております。私は、弥富のために今後、大村知事が誕生した以上、大村知事に対して堂々と物が言える協力関係を目指して行動していきたいと考えております。

そこで、政策や改革を実行するために、まず市長の能力、指導力が重要であると思っております。日ごろ私が考えていた市長職の認識と河村市長の言動から、戦国の時代を統一した織田・豊臣・徳川の3将軍等の為政者としての統治能力等も比較検討しながら、民主主義時代にある市長職とはどうあるべきか考えてみたいと思っております。特にこの弥富という田

舎では、何事も地域との付き合いとか、義理人情を大切にした信頼関係によって社会生活が成り立っていることを、常に私どもは親から教えられて育ってきたものであります。

そこで、市長に要望したいのは、まず第1に市長職としての要件、指導者としての人間性の問題であり、人格、資質、先見性、実行力など信頼性の問題とともに、約束を守り、特に日本人固有の義理人情を尊重した力量の発揮できる、信頼感のある市長としてお努めをいただきたいと思っております。

続いて第2番目は、正常な人間関係の上に立って、市長である以上、常に政局を尊重する心がけが重要でありまして、常に議論を尽くしながら、議会との公正な信頼関係の構築が重要であると思っております。二元代表制であり、議会と対立しては政策の実現は不可能であります。人物が、また信頼関係が政局を大きく左右するものであることを自覚していただきたいと思っております。まさに現在の国政の混乱は目に余るものがあります。政党政治ではない地方議会における信頼関係とは、お互いの政治理念と政策の共有性等から生まれてくるものであり、これが結果的に市民の評価につながるものだと思っております。

第3番目は、重要な要件は、社会情勢は常に移り変わっており、時代背景と市民のニーズを的確に把握し、まちのため、市民のために有効な政策を着実に実行することであると思っております。その立案、実行能力こそが最も重要であります。改革とは、一口で言えば簡単ではありますが、なかなか難しいことでもあります。しかし、実行して初めて評価されるものであります。その意味では、庶民の中に直接身を挺して時代背景を把握して改革を進めたあの暴れん坊将軍、徳川吉宗の功績を研究するのも一つの意義があるのではないかと考えております。こうしたことを考えながら、ひとつ今後ともしっかりと頑張って、口先だけで政治はできるものではありませんから、どうか実行して初めて評価されるものであるという認識をしていただいて、今後とも頑張っていただきたいと思います。

そこで、まず最初に、農家にとって忘れられようとしている農業者の無意味な過剰負担を軽減するために、再度、土地改良問題を初め、市長の政治姿勢をただしていきたいと思えます。弥富市の農業政策と土地改良団体の現状について、市長に率直に質問をいたします。

最初に、次の4点について市長はどのように認識しておられるか、承りたいと思えます。

まず、土地改良団体の目的及び事業内容をどのように認識しておられるか。

また、それぞれの土地改良団体は、現在どのような土地改良事業・業務を行っているか。

3番目に、公務員の給与体系は減額の方に向かっております。土地改良団体の職員の給与体系はどのようになっているのか。また、公務員の場合、退職手当金等は双方が掛金方式で退職手当組合にて積み立てられており、退職時に退職手当組合から退職金が支払われます。土地改良団体の職員の場合はどのように積み立てられているのか。土地改良区に補助金1,950万円を支出している以上、こうしたものの調査をされることも重要なことではないか。

また、改めるところがあれば改める必要もあるのではないかと、この点についてもお尋ねをしたいと思います。

そして４点目は、費用対効果からして、土地改良団体の中には現在事業費より人件費など経常経費の方が上回っているように言われているところもあると聞きます。具体的に比較検討されたかどうか、この４点について市長の認識を承りたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 土地改良の問題の前に、市長職におけるいろいろと大所高所からの見識ある佐藤議員からの御意見に対して心から真摯に受けとめ、また市民の負託にこたえていけるように、議会の皆さんとともに頑張っていきたいという思いでございますので、御理解をいただきたいと思います。

土地改良関係の問題について、今さら私が申し上げるまでもなく、この団体連合会というものは農林水産大臣の認可を得た法人格でございます。また、県の知事の許可を得た団体でもあるわけでございます。そうした中で農村農業の整備計画、あるいはまさに私ども弥富市といたしましては海拔ゼロメートル地域でございます。安心・安全対策の中での最たる事業であるということを私は認識しておるところでございます。さまざまな改修工事等も含めたところで、環境整備といったことについても一生懸命やっていきたいというふうに思っております。そのほかの問題につきましては担当部長の方から答弁をさせますので、御理解いただきたいと思います。基本的な認識は同一でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 早川開発部長。

○開発部長（早川 誠君） ただいまの御質問の中で、それぞれの土地改良団体が現在どのような土地改良事業・業務を行っているかということでございますが、個々に申し上げます。

弥富土地改良区におきましては、県の単独土地改良事業によって排水路等々の整備を行っております。それと通常用の排水の施設の維持管理でございます。次に、鍋田土地改良区管内につきましては、鍋田２期湛水防除事業、これは県でございますが、それから緊急農地防災事業、八穂と。それから地盤沈下対策事業、そのほかに単独県費の補助事業を実施しております。そのほかに、先ほど申しましたように、排水施設等々の維持管理、揚水機場、パイプラインの維持管理等を実施しております。十四山土地改良区につきましては、今現在、大神場排水機場、湛水防除事業でございますが、これが県営で実施をしております。そのほかに基盤整備事業としまして排水路等々の整備ですが、大山、鍋平地区で実施をしております。そのほか先ほど申しましたように単県事業と、それから用水の維持管理、排水の維持管理を実施しております。孫宝排水土地改良区につきましては、御承知のように新孫宝地区として湛水防除事業を現在行っております。そのほか海部土地改良区につきましては、通称「特特事業」と言っておりますが、木曽川用水で布設しましたパイプラインの老朽化に伴いました

パイプラインの布設がえ工事を実施しております。

以上が、各土地改良区が現在行っている事業と業務でございます。

それから、先ほど申されましたが、各土地改良区の職員の関係でございますが、各土地改良区の給与体系につきましては、各土地改良区ごとに職員給与に関する規定を設けてございます。その中で給与関係につきましては、弥富市の給与に準じるということになっておりまして、そのような支給がされていることと思います。また、先ほど来のお話でございますが、弥富市の職員給与に関する条例の一部改正がなされた場合につきましては、その都度担当課より通知をいたしまして、これに基づき各土地改良区が対応がなされておると思っております。退職手当の積立金に関しましては、弥富市職員の場合につきましては、愛知県市町村退職手当組合に加入し、職員に対する退職手当に関する事務につきましては、退職手当組合が共同で行っております。退職手当につきましては、算出基準によりまして、愛知県退職手当組合負担金として弥富市が全額負担しております。各土地改良区におきましては、市のように組合はないわけございまして、退職給与の積立金特別会計において土地改良区の全額負担で対応されてございます。

それから、先ほど自治体と職員が双方掛金をしておるということで佐藤議員が質問の中でおっしゃいましたが、これにつきましては、議員は退職手当と共済年金とを混同されているんじゃないかなというふうに思っております。先ほど言いましたように、退職金につきましては退職手当組合に市が全額負担しておると。それから、市職員の場合につきましては、市町村共済組合に加入していることは佐藤議員も御承知のとおりだと思いますが、この共済組合に加入をしまして、年金分、それから医療分、介護等々あるわけですが、こういったものについて雇用主である弥富市と職員が一定の算出基準によって負担をしているところでございます。

それから、事業費より人件費などの経費が上回っていると。それで比較検討されたか、改善策をどのように求めて取り組んできたかということでございますが、土地改良区とは年に二、三回、土地改良区の理事長さんを含めた役員の方、それと職員、それから私どもも市長を初め副市長等々出まして、各内容等々を事項別に検討しておるところでございます。こういった問題で、先ほど佐藤議員の方からのお尋ねの中で、私ども昨年の7月に「土地改良区を取り巻く状況と課題」と題しまして実は論議をいたしました。その中で特に土地改良区が抱える課題としまして、今現在の厳しい財政運営、業務執行体制の弱体化、厳しさを増す施設管理と計画的な更新整備を重点に協議をいたしました。弥富市としての考え方は、弥富土地改良区、十四山土地改良区、孫宝排水土地改良区の合併をその時点で打ち立てました。これは、先ほども申しましたように、非常に厳しい状況下である土地改良区を認識するとともに、農家負担の軽減を図るためにも実施すべきことと考えまして、23年度より少しでも早い

時期に合併できるよう協議に入りたいという考えで伝えてございます。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君）　ただいま緊急地震情報が入りまして、今調べておりますのでちょっとお持ちください。

震源地が長野ということですので、次の情報が入るまで続けます。

佐藤議員、よろしいですか。

- 6番（佐藤　博君）　問題は、この基本的な考え方として、私は二つのことを申し上げたいと思うんです。

その一つは、土地改良団体がやらなければならないような問題であるかどうかということ。例えば排水事業等については、農家だけではなくて、むしろ市が直轄してやるべきでないかということの一つ考えておるわけであります。農家だけの問題ではない。これがすべて土地改良団体でやるという意味が、私はちょっと理解できないところがあります。

それから2番目は、だんだん事業費が減っていったおる中で、現状のままの人件費とか、こうした経常経費がそのままであれば、当然これは費用対効果からして大変なマイナスだということを認識しておるんです。先ほど合併の問題もありました。合併も大事な問題だと思いますけれども、一つには、今申し上げましたように、例えば緊急防災なんかは農家だけの問題ではなくて、市全体の問題ではないかなあと考えておるので、特に孫宝排水機場なんていうのは、土地改良団体で今やっておられるわけでありますけれども、ここはもっと関係市町村が直接加わっていくような方法でやればいいんじゃないかなあと、こういうことも思っておるんです。そうした点について、一つには検討がされるといいということを私は思っておるわけでありまして、今の土地改良団体でやっておる事業というのは、民間企業では成り立たないような実態も浮き彫りになっておるわけですが、今申し上げた費用対効果からしたら。以前に私が、現在も土地改良団体が存在していることによって、農家だけが経常経費等のために過剰な負担を余儀なくされているということを指摘して、改善策を求めてきたわけであります。その一つが土地改良団体の合併ということで、恐らくこれは人員の削減とか、経費の削減という方向だろうと思いますが、もう一つは、今言った、農家だけの土地改良団体がやらなきゃならん問題なのか、あるいは一般行政でやるべきものなのかという事業仕分けが私は大事だと思うんですが、この点についてはどうでしょうか、市長。

- 議長（伊藤正信君）　ちょっとお持ちください。ただいまの地震情報で長野県と私申し上げましたが、福島県で震度4ですので、続けますのでよろしくお願いいたします。情報が来ました。

では、服部市長。

- 市長（服部彰文君）　土地改良に対する農家の経常賦課金の問題について、議員の方から御指摘でございます。

今、弥富土地改良区、鍋田土地改良区、十四山土地改良区という状況の中で、農家の経常賦課金は平均で反当たり私ども7,424円という形でとられております。また、転用決済金等につきましては別途でございますけれども、通常の経常賦課金についてはそのような経費が農家の方から支払われているということでございます。議員おっしゃるように、この経常賦課金の問題につきましては、大変大きな負担になっていることは十分承知しているわけでございます。用水の問題につきましては、パイプラインを利用していただいて、水田で米づくりをしていただくわけでございますので、これは受益者負担が考え方としてはいいのではないかと考えておるわけでございますが、排水といたしましては、排水路を使うのは生活雑排水を含めたすべての生活污水というものも流れてくるわけでございます。そうした中では、一定の比率でございますけれども、弥富市全体でその負担をしていかなきゃいかんという考え方に立っているところでございます。そして、農家の方の排水負担金については、平成23年度、農政の予算の中に計上させていただいておりますけれども、とりあえず20%を排水賦課金については削減していきたいということを予算計上させていただいたところでございます。いずれにいたしましても、経常賦課金に対する一つの新しい考え方として、市民の皆様にも御理解をいただきたいところでございます。

また、先ほど開発部長が答弁いたしました運営補助金の問題につきましては、過去の歴史の中でも議員も町長時代があるわけでございますけれども、平成の初めにおきましても多額の運営補助金が出されておるわけでございます。そうした状況において過去の流れはあるわけでございますけれども、私どもといたしましては行財政改革の一環という形でとらえていかなきゃならないということも考えておるところでございます。そうした中で議論もさせていただきながら、先ほどお話をしましたように、事務的なレベルを含めたところの合併という問題を土地改良区に御提案申し上げ、削減をしていきたいという考え方でございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 多少経過も申し上げたいと思うんですが、それぞれ土地改良区の定款を検証してみますと、土地改良事業を進め生産性の向上を図ると、こういうようにほとんどのところがあるわけでありまして。それぞれ土地改良団体ができたときの目的・内容は、要するに農業生産を高めるために圃場を整備すること、すなわち耕地整理事業を行い、同時にかんがい施設、排水施設の整備及び維持管理をしていく、これが大体目的であったわけでありまして。そして、現在もそういう形になっておるわけです。

その土地改良団体の設立の経緯には、主たる目的の違いがあります。例えば孫宝土地改良区というのは、排水事業のために昭和27年に設立されて、排水一本です。それから、弥富土地改良区は、木曽川用水事業が行われることに伴って、水を受給するために昭和50年に、こ

これは私が音頭を取って設立したものでありまして、パイプライン等、用水事業を整備してきたわけでありまして。しかし、これらの事業はほぼ終わり、もう今は維持管理のみに大体なっております。あるいは、パイプライン等が修理をしなければならんときには修理をするということで、当初と比べるともう事業内容はぐっと減っておりますわけです。そのことをお互いに認識することが大事だと思っております。

問題は、今市長も答弁の中でありましたように、この運営のためにいろいろと市が補助金等で出していく、あるいはまた分担金等を市が持つようになってきた。農家の分担金が非常に少なくはなってきたわけでありましてけれども、ここで考えなければならんのは、これらの土地改良区の運営のために、さらに上部団体として海部土地改良区があり、またその上に愛知県土地改良事業団体連合会があると。これらを運営するためにたくさんの役員があり、また全国一だと言われるような、局長だとか職員等がたくさんいるということでありまして。こういうのに本当はメスを入れなきゃ、なかなかこの農家負担は軽減されない。こういうようなもののために農家は会員となって、それぞれ上部団体においても経費の賦課金を課せられている。まさに農家の過剰な賦課金負担が定款によって義務づけられているということです。そうしたものが旧態依然として、時代に即応した改革がなされているかどうか、このことが問題なんです。ですから、私はまず弥富でやれるべきこと、例えば今言いましたように合併の問題だとか、あるいは事業費の負担を市がやっていくというようなことと同時に、こういう上部団体の改革をしなければ賦課金はまだ減らないんです。だから、そこまでメスを入れることが非常に大事であって、これは弥富だけではやれないかもしれんけれども、少なくともそういう団体に属している以上、そういうものの提案をしていくことが大事だと思っています。海部土地改良区にも十数人の職員がいて、本当にこれが全部必要なのかどうか。例えばパイプラインの修理なんていうのは業者に委託することでもあるわけでありまして、職員等がこれだけ全部必要かどうか。しかも、そのたくさんの職員がいるために、経常賦課金ということでそれぞれ農家は出しておるわけです。受益者負担でなければいけないものと市が全体としてやっていくべきものと区別をして、ひとつこれから改革に取り組んでいただきたいと思っております。

もう一つ私が言いたいことは、いろいろ過去の経緯の中から、だんだん公共性が高いということがわかってきまして、以前は受益者負担で農家がほとんど負担しておったけれども、だんだん事業内容によってそれぞれ行政が負担をするようになってきて、農家の負担は軽減はされておりますけれども、特に農家の場合には、今までも補助金をもらうために結局選挙等に駆り出されるというような悪循環が続いてきたということです。以前、土地改良事業で圃場整備をやっておるときとか、そういうときはそれなりの使命があったと思っております。また、責任もあったと思っておりますが、もう今ではそういうような時代ではないんです。

補助金を下さい、選挙で応援しますというような時代ではもうないんです。ですから、こうした農家の古い体質というものを変えていかなきゃいかん。これが今私は課せられた課題じゃないかなあと考えております。そうした点にしっかりと一遍取り組んでもらいたい。

そこで、私が申し上げておるのは、まず弥富市内において取り組める問題として、私が以前から指摘・提案してきているように、土地改良団体を縮小する、あるいは解散して、一般行政の中の開発部農政課土地改良係によって、例えば農業土木を初め土地改良事業・業務を行っていくように向けていくべきではないかなあと考えております。また、用水事業等は農家の受益者負担ということになりますから、これは委託事業をすとか、また営農問題はＪＡとタイアップをして行っていくとか、そういうような方向へ仕向けていくことが非常に私は大事だと思っております。そういう改革がされない中で事務費の補助金、これは650万円ずつ3団体に助成しておるわけでありますが、これにあぐらをかいておってもらったんではいつまでたっても改革はできませんので、一遍そういう改革ができなきゃ事務費の補助金は出さないよというぐらいの姿勢も示すべきではないかなあと考えております。以前は事務費の補助金というのはなかったんです。結局事業費がかさんでいったから事務費補助金まで出すようになったんです。以前にはなかったです、これは。そういうこともしっかりと考えてもらって土地改良団体を指導し、そして改革に取り組んでいただくことをお願いしたいと思っております。これは私の意見として、皆さん方が真剣に考えて取り組んでいただきたい。これができないと、いつもいつも私がまたここでやらんならんことになるので、どうかひとつしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

続いてＴＰＰ問題について、先般私が、農業政策の一環として、土地の集約化等、率先して有識者等で協議会を立ち上げて検討し、モデル地区をつくったらどうかということを、これはたしか12月議会だったと思いますが提案しました。市長は、国が立ち上がらないとできないといったような趣旨の答弁しかなかったんです。ところが、先般政府は農地集約へ取引仲介の検討に入ったと新聞には出ておったんです。大村知事も農水省出身でありますし、農業政策にはかなり精通をしておられると私は思っております。特に土地の有効活用も提言をされておりますので、このような重要な問題を弥富もしっかりと先頭に立って検討していただくことこそ、私は市長に指導者としての先見性と指導力というものを発揮していただきたいと考えておりますので、こうした点について市長は、再度お尋ねしたいと思いますが、どのように考えておられるか、承りたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 土地改良関連の定期的な問題につきましては、それぞれのところで、またいろんな形で協議をしていきたいと思っております。御理解をいただきたいと思っております。

ＴＰＰの問題でございますけれども、これも新しい政権の農政に対する、よく言われるわ

けてございますが、猫の目農政というようなことが言われるわけでございます。鳴り物入りで導入されました農家の戸別所得補償制度につきましては、その趣旨は、すべての農家が安心して生産を継続していけるというような形でございました。規模の大小を問わず、そういった中でしっかりと農政を担っていくということでございます。ある意味では担い手と呼ばれる大規模農家への集中支援からの転換でもあったわけでございますけれども、最近、ＴＰＰ参加という形で菅総理が打ち出されておるわけでございますが、このＴＰＰ参加ということに対しては、関税がフリーになっているような状態では競争力が当然試されるわけでございます。そういった中での考え方として、担い手に対して今度は集中的に補助事業を進めていくということになっております。

本当にそれだけでこのＴＰＰの問題が解決できるかということになりますけれども、大規模化していくことは、今もＪＡを中心にして取り組まれておるわけでございます。ただ、ＴＰＰの問題につきましてはそれだけではない。政治的な問題であるとか、産業としての農業の位置づけの問題であるとか、あるいは食というのは安全ということが非常に大事な問題であるわけでございます。そうしたさまざまな観点から国民の合意を得ないと、ＴＰＰに安易に参加すべきではないということを以前から私も申し上げておるわけでございます。規模の大規模化においてコストの削減ということだけでは解決できない問題が、このＴＰＰ問題の大変難しい問題であろうというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 佐藤博議員。

○６番（佐藤 博君） 日本の農業が自給率が４０％であると。そして、農家が本当に担い手なくなっていくという大きな要因は何であるかということ、やっぱり農業人口が多過ぎるんですよ。農家戸数が多過ぎるんです。大体イギリスなんかでも、私は昭和３９年にイギリスへ行ったときに聞きましたが、農家戸数、農業人口は大体３％から５％なんです。今弥富だって、本当に農業を主たる収入としてやっておられる方はどれだけあるか。わずかなんですよ。ところが農家はいっぱいある。小規模なんです、みんな。だから生活ができん、生産性も高まらないと、こういうことなんです。こういうのに取り組むためには農地の集約化というものでやるのが大事だということだけ、まず認識として知っておっていただきたいと思います。そのモデル地区をつくるのが一つには大事なことだと。そして、いいものであれば、むしろそれを政府に提言していくような姿勢を示していただきたいと思いますということを私は考えておるわけでありまして。時間もありませんので次に進みます。また、細かいことは次のときに申し上げたいと思います。

さて、再選後の市長の具体的な政策展開についてお尋ねをしたいと思います。

今回市長は無投票当選でありまして、無投票の場合こそ、しっかりとしたメッセージを議会にも市民にも発することが非常に重要であります。１月１８日の中日新聞は、「弥富市長再

選の服部氏に聞く」と題して、服部市長のインタビューの骨子を掲載しておりました。その中で特に全域の活性化を目指すとか、金魚を名古屋でPR検討とサブタイトルもあり、2期目の課題として総合的なまちづくりをしっかりと進めると強調されておりました。その中で市南部地域の過疎化をとめ、市内全域の活性化を目指したい。喫緊の課題は、北部地域では国道1号線周辺の都市整備の促進とか、南部地域では企業誘致と農家への補助を同時に実施し、にぎわいを生み出すとあって、また固定資産税優遇を2014年まで続けたり、コミュニティバスの運行方法を工業地利用者が助かるようにも見直すと、企業立地を促す記事がありました。特に特産金魚のPR、また旧十四山村の農業振興地域の農地整備への補助を続ける等々あったわけであります。

そこで、この掲載されていた市長のインタビュー内容は、多くの弥富市民も私は関心を持って読んでいると思っております。市民の中には大きな期待を寄せ、また現実にはどのような政策、事業計画が具体的に展開されるか、どのような結果になっていくのかという具体的な内容を知りたいと私に聞かれた方もありまして、そこで私は、この市長の新聞報道のみについて、次のような問題について具体的な構想案を示していただきたいと思います。

その一つは、全域の活性化とは具体的にどのようなことをどのように進めていくことか。それから、国道1号周辺の土地整備の促進とはどのようなものなのか。南部地域での農家への補助、あるいは旧十四山村の農業振興地域の農地整備への補助を続けるとは、これは大体想像できるわけですが、一般の市民の方にはまだわかりませんので、大体具体的な内容を最初に示していただきたいと思います。

- 議長（伊藤正信君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 佐藤議員の御質問の時間が長くて、私が答弁できる時間がなくなってまいりましたけれども、少し議長にもお願いをいたしましてお時間をいただきたいと思います。

全域の活性化というのは、皆様にもお示しをしているように、平成21年にスタートいたしました弥富市の総合計画を計画的に着実に進めていくということでございます。時代の潮流をしっかりと把握し、市民のニーズといったものはしっかりと理解していきながら、その総合計画を進めていきたい。市民の不満足な点はどこなのか、満足していただいているところはどこなのかということも踏まえて、第1次総合計画の向こう10年のまちづくりの骨子でございます。

また、都市計画マスタープランにおきましても、すべての地域で面整備というのはなかなか難しいわけですが、弥富市を大きく三つに区分して皆様にも御提案申し上げていくところでございます。それは、駅周辺を中心とする北部地域でございます。この中におきましては、弥富駅の周辺整備ということに対して、今回の3月議会の建設経済委員会の中で、

私どもの基本構想ができ上がりましたので、一度御審議賜りたいと思っております。また、市役所の改築等の問題もこの北部地域の中には含まれているわけです。また、住環境整備といたしまして公共下水の問題であるとか、生活道路の問題をしっかりとやっていくということでございます。

また、中部地域におきましては農業振興地域でもあるわけですが、ここは北部地域と南部地域を結ぶ大切なベクトルでございます。そういう状況において基本的な基盤整備と同時に、農業の農村整備事業も力を入れていきたい。また、この中には私どもの地場産業である金魚ということもかなりの面積としてありますので、そういったことに対しても全力を挙げていくということでございます。

南部地域におきましては、西部臨海工業地域を中心とした、今、将来にかけて弥富市がいろいろと夢と希望を持っているわけですが、南部地域全体で2,012ヘクタールでございます。本市全域の42%を南部地域が占めておるわけでございます。その中で563ヘクタールが西部臨海工業地帯を中心とする市街化区域であり、あと残りの1,450ヘクタールが市街化調整区域となっております。この両面の面積に対して、私たちは南部に大きく期待をするところでございます。

一つは、弥富ふ頭、鍋田ふ頭の整備計画でございます。鍋田ふ頭の第3バースの整備計画は、平成23年を目途として進めてまいりました。いよいよ23年度に供用が開始され、約100万TEUの荷物が取り扱われるようになると思っております。将来に夢を託していきたい。あるいは、川崎重工を中心とする企業誘致の会社に対して、我々としては固定資産税を中心とする税の財源という形で期待をしているところでございます。

一方の1,450ヘクタールの調整区域における優良農地でございますが、最近、農業委員会の中でいろいろと物件が上がってまいりまして、農地がいろんな形で転用されるという少し厳しい状況にもあるわけですが、何とか都市計画マスタープランに位置づけしております60ヘクタールという用地を愛知県知事等とお話し合いをさせていただきながら、土地利用計画を進めていきたいというふうに思っているところでございます。そういった中でいろいろと問題はあるわけですが、議員のお力添えもいただきながら、弥富市のまちづくり、都市計画づくりを進めていきたいということでございます。

少しはしょるところもありますけれども、南部地域での農家の補助、あるいは十四山地区における農地整備についてお答えをしておきます。

日光川下流の流域下水道を整備させていただいておりますけれども、そういった中での周辺対策費として農村農業の整備計画を実施しているところでございます。弥富市のそれぞれの学区・地区においては、十四山地区が排水等の改修に対しては少しおくれをとっている状態でございます。西部の農業集落排水事業であるとか東部の集落排水事業という形で、その

整備を進めていきたいと思っているところでございます。厳しい農政に対しましていろいろと補助をさせていただいておるわけでございますが、この多くのものは市単独の補助事業を指しているものでございまして、生産調整の補助金といたしましては10アール当たり3,000円、そして生産調整のうち、麦・大豆での面積集積に対しては10アール当たり7,000円を補助しているものでございます。そうした中で少しでも農業の活性化に結びつけていくという形での補助事業であるということをお示しさせていただきたいと思ひます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員、まとめてください。

○6番（佐藤 博君） 詳細についてはまた委員会等で議論させていただきたいと思ひますが、ただ最後に一つ、2月25日に弥富市の予算案が発表されて、翌26日の中日新聞に「減税検討前向きに、服部市長方針変更」と、こういうようなことが書いてあったわけでありまふ。私は、どういふような考えで市長がこういうことを言われたのかわかりませんけれども、以前から市長は名古屋市長の減税政策といふのにかなり批判的であり、反対でありました。私も同感でありました。減税の意味とか効果には私も疑問を感じておる一人ではあります。しかし、そういうようなことについてこゝやって新聞に出た以上、市民の方が本当に減税されるのかと受けとめる面があるので、この点についてはひとつしっかりとメッセージを発していただきたいと思ひます。

○議長（伊藤正信君） では最後に、市長、簡単にお答えください。

○市長（服部彰文君） 一問一答、時間制といふものを厳守していただきたいわけでございますけれども、減税といふ問題に対してはこのよふな形で答弁をさせていただいたものでございます。愛知県知事選挙、あるいは名古屋市長選挙等々、愛知県から発信される減税といふことに対して、多くの市民の関心もあると思ひます。できない、できないといふ形では何もできません。そういう中で行財政改革をどのように進めていくか、税収をどのように確保していくか、あるいは今の安定的な制度といふものをどのように確保していくかといふ中において、それぞれの精査をしていかなきゃいかん。そして、職員が緊張感を持って仕事を進めていくことにおいて、大変厳しい経済状況の中で市民の生活に対して我々はそういうよふな努力ができないだろうかと申し述べた点でございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 以上を持って終わります。また、詳細は委員会等で尋ねていきたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（伊藤正信君） では、本日はこの程度にとどめまして、あすは10時から継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思ひますので、本日の会議はこれにて散会をいたします。御苦労さんでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 4 時28分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊 藤 正 信

同 議員 佐 藤 博

同 議員 武 田 正 樹

